

新日本有限責任監査法人
オリンパス監査検証委員会報告書

2012年3月29日

新日本有限責任監査法人御中

新日本有限責任監査法人
オリンパス監査検証委員会

委員長 大泉 隆史 (弁護士・元大阪高等検察庁検事長)
委員 郷原 信郎 (弁護士・名城大学教授)
委員 高田 敏文 (東北大学大学院経済学研究科教授)
委員 藤井 秀樹 (京都大学大学院経済学研究科教授)

内容

はじめに	1
第1章 前提事実	3
第1 新日本監査法人がオリンパス問題を認識した経緯	3
第2 オリンパス問題の概要	3
1 金融商品取引による含み損の発生	3
2 損失分離スキーム	4
3 損失解消スキーム	5
(1) ジャイラス買収を利用した「損失解消スキーム」の概要	5
(2) ジャイラスの資本再編と配当優先株の付与、ワラントの買取り	6
(3) 配当優先株の6億2000万ドルでの買取り	7
第3 監査法人による会計監査の状況	7
1 2008年3月期までのあずさ監査法人の監査の状況	7
2 2009年3月期のあずさ監査法人の監査の状況	8
(1) 国内三社の買収に関するあずさ監査法人からの指摘	8
(2) 配当優先株の買取りに関するあずさ監査法人からの指摘	8
3 2009年3月期の「第141期監査報告書」の提出(無限定適正意見)	9
4 あずさ監査法人から新日本監査法人への会計監査人の交代	9
5 2010年3月期の新日本監査法人による監査の状況	10
第4 オリンパス報告書が指摘した監査法人に関する問題	10
1 新日本監査法人について	10
(1) 業務引継ぎに関する事実関係	10
(2) 配当優先株の買取りと「のれん」の計上に関する問題	11
2 あずさ監査法人について	11
(1) 「飛ばし」の全貌を発見しえたのではないかという問題	11
(2) 外国銀行口座の残高照会手続において、「損失分離スキーム」を発見しえたのではないかという問題	11
(3) オリンパスと会計処理上の意見対立があったにもかかわらず無限定適正意見を付したことについての問題	12
(4) 業務の引継ぎに関する事実関係	13
第2章 監査法人として、オリンパス問題をどう受け止めるべきか	13
第1 オリンパス問題の本質	13
1 粉飾決算としての特異性	13
2 会計面から見たオリンパス問題の本質	14
3 資金の流れの面から見たオリンパス問題の本質	14
4 公正開示義務違反と会社のガバナンスと監査の機能不全	15

第2	オリンパス問題の本質としての公正開示義務違反と監査法人の役割・責任	16
1	日本経済社会における「証券市場の公正」の位置づけの変遷	16
2	公認会計士・監査法人の役割・責任をめぐる環境の変化	17
3	期待ギャップ問題	19
第3	監査法人の責任論と今後の取組みの検討の基本的視点	20
1	法的責任の基本的枠組み	20
2	監査法人の社会的責任	21
3	公正開示義務違反再発防止に向けての取組み	22
第3章	当委員会の調査事項、調査の状況及び結果	22
第1	調査事項	22
1	ジャイラス買収の経緯、同社の企業価値、買収のメリット	23
2	監査業務の受嘱及び引継ぎに関する問題	23
3	ジャイラス配当優先株買取りの「のれん」計上に関する問題	24
第2	調査方法	24
第3	調査結果	25
1	ジャイラスの買収の経緯、同社の企業価値、買収のメリット	25
(1)	ジャイラスの買収の経緯	25
(2)	ジャイラス社の企業価値	26
(3)	ジャイラスの買収によってオリンパスが得たメリット	27
(4)	小括	31
2	オリンパスが会計監査人をあずさ監査法人から新日本監査法人に交代させた理由	31
3	新日本監査法人がオリンパスから会計監査人就任を依頼された状況	32
(1)	オリンパスからのファーストコンタクト	32
(2)	2009年5月12日のオリンパスとの面談	32
4	新日本監査法人内部におけるオリンパスの会計監査業務受嘱に関する検討	33
(1)	契約審査依頼書の作成とクライアントの基本調査	33
(2)	契約審査会での議論と結論	34
5	あずさ監査法人から新日本監査法人への業務引継ぎの状況	34
(1)	あずさ監査法人による無限定適正意見の表明	34
(2)	2009年6月11日に行われた引継ぎについて	34
6	契約締結とその後	38
(1)	契約締結に至る期間	38
(2)	監査契約にかかる監査報酬の額	38
(3)	2009年7月6日～7日に行われた監査調書の閲覧	38
7	ジャイラス配当優先株買取りの「のれん」計上に関する問題	39

(1) 新日本監査法人とオリンパスとのやりとり	39
(2) 新日本監査法人内部での検討及び審査状況	40
(3) オリンパスによるジャイラス配当優先株の買取りの実行.....	42
第4章 調査結果に基づく新日本監査法人の法的責任に関する検討	42
第1 判断の前提となる法令・基準・規範.....	42
第2 新日本監査法人の法的責任の有無.....	43
1 監査業務の受嘱及び引継ぎに関して善管注意義務違反があったといえるか ...	43
2 ジャイラス配当優先株買取りの「のれん」計上に関して善管注意義務違反があっ たといえるか	45
(1) 配当優先株の買取りがFA報酬であるとの認識の有無.....	45
(2) 配当優先株を資本に計上したことの妥当性	46
(3) 配当優先株の簿価が不当に低額、買取価格が不当に高額であるとの認識の有無	47
(4) 配当優先株が約6億ドルの価値を有するものとして発行されたことについての 問題性の認識の有無	48
(5) 新日本監査法人が、オリンパスが買い取ったジャイラスの配当優先株の「のれん」 計上を認めたことに関して善管注意義務違反があったか.....	49
第5章 会計不正への対策としての監査品質向上に関する提言	50
第1 会計監査の実務面に関する取組み.....	50
1 リスク要因の把握と活用	51
2 会計不正に関する情報の収集と活用.....	51
3 引継ぎに関する監査法人間の連携・協力	51
4 クライアントの会社機関との問題意識の共有、情報交換等の連携・協力	52
5 不正調査体制の強化と実施についての判断基準の明確化.....	52
6 監査法人内における研修・教育の充実.....	53
第2 制度の見直しに対する働きかけ.....	53
1 金融商品の会計基準の改訂.....	53
2 企業結合に関する会計基準の改訂.....	54
3 監査基準委員会報告書900（前第33号）の改訂.....	54
おわりに.....	54

はじめに

2011年(平成23年)10月14日のウッドフォード氏の社長解任を発端とするオリンパス株式会社(以下、「**オリンパス**」という)をめぐる問題は、その後の同氏の海外メディアや捜査当局への情報提供、捜査当局の動きをめぐる報道等で、国際的にも注目を集めることになった。そして、11月1日に第三者調査委員会(委員長:甲斐中辰夫元最高裁判事、以下、「**オリンパス委員会**」という)が設置された後、同月8日に同社高山社長が記者会見を行って歴代経営陣が90年代から損失隠しを引き継いできていたことを認めたことで、国内外のメディアから厳しい批判にさらされ、一大企業スキャンダルに発展した。

2011年12月6日に公表されたオリンパス委員会の調査報告書(以下、「**オリンパス報告書**」という)により、同社が以下のような不正ないし不適切な行為を行っていたことが明らかになった。

すなわち、オリンパスは、1998年(平成10年)~2000年(平成12年)にかけて、保有金融資産の含み損を連結財務諸表から分離するために、いわゆる「飛ばし」(「損失分離スキーム」)を実行した後、2003年(平成15年)~2008年(平成20年)の間に国内外の企業買収に乗じて資金を作り、「飛ばし」によって連結財務諸表から切り離れた損失にこれを充当するなどして、「損失分離スキーム」によって分離した損失を解消した(「損失解消スキーム」)。以下、オリンパスが行った不正ないし不適切な行為を総称して、「**オリンパス問題**」という。

同報告書は、1974年(昭和49年)から2009年(平成21年)までオリンパスの監査を担当した有限責任あずさ監査法人(以下、「**あずさ監査法人**」という)についての問題の指摘に加えて、同法人の後任として2009年6月からオリンパスの会計監査人の地位を引き継いだ新日本有限責任監査法人(以下、「**新日本監査法人**」という)について、①前任の会計監査人であるあずさ監査法人からの監査の引継ぎ、②2010年(平成22年)3月期における同社のジャイラス社の配当優先株買取りに関する会計処理の2点につき、①あずさ監査法人からの引継ぎの際の「監査人の交代事由」に関する事実確認は、極めて形式的かつ簡略なものに留まっており、日本公認会計士協会監査基準委員会報告書(以下、「**監査基準委員会報告書**」という)第33号「監査人の交代」の「被監査会社による監査人の恣意的な交代を阻止しようとする趣旨」を著しく没却するものといわざるを得ない(オリンパス報告書176頁)、②配当優先株の買戻しに際して「のれん」計上した処理について、より慎重な検討及び判断がなされるべきであった(オリンパス報告書174頁)との批判的指摘を行った。

新日本監査法人はこれらの指摘をうけ、法人内で自己検討を行った結果、自らの監査業務は適正に行われたと判断したが、これらの指摘事項の重要性に鑑み、法人内部での検討に留めず、外部有識者の客観的かつ中立的観点からの検証にゆだねようと考え、2011年12月8日に、オリンパス監査検証委員会(以下、「**当委員会**」という)を設置した。

以上のような経緯で設置された当委員会は、まず、オリンパス報告書等に基づいてオリ

ンパス問題の全体像を把握し、その問題の本質をどうとらえるべきなのかを検討した上で、監査法人として、オリンパス問題をどう受け止めるべきかについての一般的な検討を行った。

その点に関しては、公認会計士等の会計専門職の側では、財務諸表監査を、財務諸表への意見を表明することととらえるのに対して、社会の側からは、企業不正の発見・防止を当然のごとく期待されることで、両者の間に齟齬が存在するという「期待ギャップ問題」が指摘されてきたこと、日本の経済社会において、証券市場の経済社会的位置づけが大きく変化する中で、公認会計士・監査法人の役割も大きく変わってきたこと、なども考慮した。

上記のような当委員会の調査・検討の結果を取りまとめたものが本報告書であるが、本報告書では、まず、オリンパス報告書及び同報告書を受けてオリンパスによって設置された監査役及び監査法人の責任調査委員会（以下、「**監査役等責任調査委員会**」という）の報告書（以下、「**責任調査委員会報告書**」という）の内容に基づいて、オリンパス問題の概要及び同問題で監査法人に関して指摘された問題を整理し、監査法人が行う会計監査との関係でオリンパス問題をどのようにとらえるべきなのかについて、当委員会としての考え方を示した上で、上記①、②の各点を中心に、当委員会の調査・検証結果の概要を紹介し、同結果に基づいて、新日本監査法人が行った監査手続に法的問題がないかどうか、同法人側に法的責任がないかどうかについて、当委員会としての調査・検討の結果を述べる。そして、その後に「責任」の観点を離れ、監査法人として、「証券市場の公正」が確保されるようにするため、どのような取組みを行うべきかを検討し、提案を行う。

当委員会の調査においては、委員自ら独自にヒアリング等による調査を行ったほか、委員会の下に 8 名の弁護士からなる弁護士調査チームを設置し、委員会の方針に従って調査を行った。同調査においては、新日本監査法人の監査手続の検証に必要な範囲で、オリンパス側関係者からもヒアリングを行ったが、監査業務の引継ぎをめぐって利害が対立する可能性があるあずさ監査法人からは、一方当事者の新日本監査法人が設置した検証委員会の調査への協力を得ることは困難と判断し、当委員会の調査への協力の要請は行わなかった。

また、上記のとおり、本報告書の記述は、当委員会の調査結果及びオリンパス報告書に記載されたオリンパス委員会の調査結果を前提とするものである。現在、捜査当局において、オリンパス問題について、金融商品取引法違反（有価証券報告書虚偽記載）による捜査が継続中であり、その結果、虚偽記載の動機・背景、監査法人の対応等について、新たな事実が明らかになる可能性もある。その場合には、本報告書で示した判断・評価の前提が異なってくることを付言しておきたい。

第1章 前提事実

第1 新日本監査法人がオリンパス問題を認識した経緯

2011年7月上旬、月刊誌「FACTA」にオリンパスの国内三社の買収に関する不正の疑いを指摘する記事が掲載され、9月下旬、当時オリンパスの社長であったマイケル・ウッドフォード氏により、同記事に関するオリンパスの取締役会に対する質問状のメールのコピーが新日本監査法人にも送られてきた。メールの内容は、オリンパスの取締役に対する善管注意義務違反に関するものであり、これを受けて、新日本監査法人内部でこの点に関する事実関係について調査を開始した。

その後、11月1日にオリンパス委員会が設置され、新日本監査法人は同委員会の調査に全面的に協力した。そして、11月8日、オリンパスの過去の損失の先送りに対する適時開示があり、この時点でオリンパスからの報告を受けた新日本監査法人は、初めて過去の損失の先送りを認識した。このため、新日本監査法人内部では、先の観点からの調査とは別に、不正に関して監査手続に不備が無かったかの調査を開始し、内部的には特に問題は見当たらないという結論に至った。

第2 オリンパス問題の概要

1 金融商品取引による含み損の発生

オリンパス報告書によれば、オリンパスが、1998年～2000年にかけて、保有金融資産の含み損を連結財務諸表から分離するために、「飛ばし」(損失分離スキーム)を実行したのは、以下の背景事情があったからだと思われる。

オリンパスは、1980年(昭和55年)ころに、比較的リスクの低い金融商品への投資を始め、1980年代半ばになると、営業利益の減少を改善する目的で、財テクの流行に乗って、積極的に金融資産の運用を行う方針を打ち出した。下山敏郎氏(以下、「下山社長」という)が1984年(昭和59年)に社長に就任した後、1980年代後半に入ると、比較的リスクの低い金融商品から、先物取引などの比較的リスクの高い金融商品への投資に移行していき、仕組債、特定金銭信託、特定金外信託等の運用も開始した。しかし、1990年(平成2年)にバブル経済が崩壊すると、日経平均株価の暴落等により、オリンパスが保有する金融資産は含み損を抱えるようになった。そこで、オリンパスは、特定金銭信託や特定金外信託の運用を増加させ、損失を取り戻そうと試みたが、さらなる金融資産の運用は含み損を増加させるばかりであり、1993年(平成5年)に、オリンパスの社長が下山社長から岸本正寿氏(以下、「岸本社長」という)に変わった後の1995年(平成7年)ころには、含み損は数百億円にまで達していた。その後、オリンパスは、多額の損失を挽回するため、よりリスクの高い金融商品に手を出したが、損失はいっそう膨らんでいった。このような状況のもと、2000年4月1日に開始する事業年度から、金融資産の会計基準が取

得原価主義から時価主義に変更されることとなるが、そのような情報があずさ監査法人からオリンパスにもたらされた 1998 年時点で、オリンパスの保有する金融資産の含み損は、時価評価で少なくとも 960 億円にまで膨らんでいた。

2 損失分離スキーム

オリンパスにおいて、金融資産を運用する部門は、社長の直轄とされ、山田秀雄氏(以下、「山田氏」という)、森久志氏(以下、「森氏」という)といった、ごくわずかな社員のみが金融資産の運用に携わった。2001 年(平成 13 年)になると、金融資産を運用する部門は、社長直轄からコーポレートセンターの下に置かれることになり、その後も会社組織の再編により他の部門の下に入ったりしたが、その担当者は、2011 年まで、山田氏及び森氏らであった。

山田氏及び森氏は、オリンパスの保有する金融資産の含み損について対処するため、1990 年代後半から、それまでにも投資業務などについて相談してきた、アクシーズ・ジャパン証券株式会社(以下、「アクシーズ・ジャパン」という)の中川昭夫氏(以下、「中川氏」という)、Axes America LLC (以下、「アクシーズ・アメリカ」という)の佐川肇氏(以下、「佐川氏」という)に相談を持ちかけ、オリンパスの連結対象外のファンドを使って、含み損を抱える金融資産を飛ばす方法を具体的に考え始めた。

こうして、オリンパスでは、山田氏及び森氏を中心に、含み損を抱える金融資産を飛ばすための仕組みが考えられ、岸本社長の承認のもと、オリンパス報告書でいうところの「損失分離スキーム」が実行されるようになった。

オリンパス報告書によると、「損失分離スキーム」には、「ヨーロッパ・ルート」、「シンガポール・ルート」、「国内ルート」の 3 つのルートがあり、オリンパスはこれら 3 つのルートを使って、合計約 960 億円もの含み損を抱えた金融資産を、オリンパスの連結対象外のファンドに飛ばした。

この「損失分離スキーム」の基本的な手法は、オリンパスの連結対象から外れるファンドを受け皿にし、多額の含み損のある金融商品を買取らせることにより、含み損を表面化させないというものである。そして、その受け皿ファンドが当該金融商品を買取取るための資金は、オリンパスの海外銀行への預金等を担保に銀行から融資させるか、オリンパス自身が事業投資ファンドを設立し、当該ファンドから受け皿ファンドに資金を流すという方法がとられた。

この「損失分離スキーム」が行われた当時、「損失分離スキーム」を知っていた者は、下山社長、岸本社社長、2001 年 6 月にオリンパスの社長に就任する菊川剛氏(以下、「菊川社長」という)、1990 年～2001 年まで経理部長を務めた太田稔氏(以下、「太田氏」という)、山田氏及び森氏のみであった。

3 損失解消スキーム

山田氏及び森氏は、2001年6月にオリンパスの社長が岸本社長から菊川社長に変わる前ころから、「損失分離スキーム」によって先送りした損失を解消する方法を考え始めた。具体的には、「損失分離スキーム」によって生じた借入金やファンドの出資金をいずれは返済ないし償還しなければならず、何らかの方法でその原資をオリンパスから拠出する必要があったのである。

山田氏及び森氏は、ごく一部の者しか「損失分離スキーム」を知らない中で、オリンパスが経営戦略として行うM&A等の大きなイベントにおいて、ファンドが所有するベンチャー企業を実際よりも著しく高い価格で買収することによりファンドに資金提供したり、買収を仲介した第三者に著しく高額な手数料を支払うことにより資金を還流させるなどしたうえ、償却資産を取得するときに、先送りした損失の相当額を「のれん」に上乘せし、その上乘分を許容される年数で償却することにした。これが、オリンパス報告書にいう「損失解消スキーム」である。

こうして、山田氏及び森氏は、オリンパスの設立した事業投資ファンドであるG.C.NewVisionVenturesL. P.の新規事業投資を利用し、2003年～2008年にかけて、オリンパス事業との関連性や、事業の成長が見込めることの説明が比較的容易であると思われた、株式会社アルティス(以下、「アルティス」という)、NEWS CHEF株式会社(以下、「NEWS CHEF」という)及び株式会社ヒューマラボ(以下、「ヒューマラボ」といい、アルティス及びNEWS CHEFと併せて「国内三社」という)の株式を、企業価値を高く見せる事業計画を描くことで著しく高い価格で取得し、売却利益を還流させて、隠れていた損失の一部を填補するとともに、隠れた損失は、オリンパスの決算書上、国内三社の「のれん」として資産計上されることとなった。

また、2008年2月のGyrus Group PLC(以下、「ジャイラス」という)の買収に関しては、著しく高いFA報酬の支払いと配当優先株の買い取りの過大な支出によって損失の填補をはかるとともに、これらの支出を損失として一気に表面化させないために、「のれん」を利用して段階的に償却することで、「損失解消スキーム」を実行した。

オリンパス報告書によると、オリンパスが、「シンガポール・ルート」による「損失分離スキーム」によって分離した損失を解消するために実行した、ジャイラスの買収を利用した「損失解消スキーム」の詳細な内容は、以下の通りである。

(1) ジャイラス買収を利用した「損失解消スキーム」の概要

2003年ころ以降、外科系医療機器メーカーの買収を経営戦略として打ち出していたオリンパスは、2006年(平成18年)6月5日、アクシーズ・アメリカとの間でフィナンシャル・アドバイザー契約(以下、「当初FA契約」という)を締結し、外科系医療機器メーカ

一の買収に関連し、基本報酬(300 万ドル。また別途成功報酬に充当される 200 万ドルがある。)及び買収価格の 1%分の成功報酬(20%の現金と、80%の株式オプションから成る)を FA 報酬としてアクシーズ・アメリカに支払うことにした。山田氏及び森氏は、この M&A が巨額の投資になることに注目し、当初 FA 契約の時点から、アクシーズ・アメリカの佐川氏との間で、FA 報酬の一部を損失の穴埋めに使うことについて相談を始め、将来的に、オリンパスがアクシーズ・アメリカから株式オプションを高値で買い取ることなどにより、損失の穴埋めに利用しようと考えていたが、他方で、オリンパス内部には、買収金額が 6000 億円～7000 億円と高額になるので、アクシーズ・アメリカには共同出資者になってもらおうと虚偽の説明をしていた。

しかし、買収ターゲットがジャイラスに決まると、買収規模が 2000 億円に縮小したため、山田氏及び森氏は、当初 FA 契約では、損失の穴埋めをするのに十分な金をアクシーズ・アメリカに流せないと思い、FA 報酬を増やすため、2007 年(平成 19 年)6 月 21 日に、FA 契約を修正した(以下、「修正 FA 契約」という)。その結果、アクシーズ・アメリカは、FA 報酬として、現金、ジャイラスの株式オプション、ワラントを受け取ることとなった。その後、アクシーズ・アメリカは、2008 年 6 月に、株式オプション及びワラントを、佐川氏が「損失解消スキーム」の一環として設立した英領ケイマン諸島に登記を有する法人である Axa Investments Ltd.(以下、「アグザム」という)に 2400 万ドルで譲渡した。

(2) ジャイラスの資本再編と配当優先株の付与、ワラントの買取り

ジャイラスを買収した直後から、オリンパスの事業部では、米国におけるジャイラスの組織再編が進められていた。このとき、オリンパスが株式オプションを含むジャイラス株式を 100%保有すれば、グループ内再編の特別税制の適用を受けることができることから、ジャイラスの 100%子会社化に向けた検討が始まり、オリンパスは、アクシーズ・アメリカに付与していた株式オプション及びワラントを買い取り、これを現金精算する方法で話を進めることとした。

このようなジャイラスの 100%子会社化に向けた株式オプション等の買取りは、一連の損失隠しを知らないオリンパスの事業部で検討が進められたものであったが、山田氏及び森氏は、オリンパスによる株式オプション等の買取りを利用して、株式オプション等の評価額である約 1 億 7700 万ドルよりも多くの金をアグザムに流して、分離した損失の解消に使いたいと考えていた。ところが、現金精算されると、株式オプション等の価値が固定されて、アグザムに流す金が少なくなるため、株式オプション等の価値を上げる方法が必要になった。そこで山田氏及び森氏は、オリンパス内向けには、「アグザムは、株式オプション等が現金等で買い取られると直ちに課税が発生するので、現金等は要らないと言っている、何か他のものを与える必要がある。」などと虚偽の説明をして、2008 年 9 月 26 日に、ジャイラスがアグザムに対して株式オプションに代わって配当優先株(発

行額面約1億7700万ドル)を発行し、さらにオリンパスがワラントを5000万ドルで買い取ることにし、オリンパス取締役会の買取承認決議を取った。この配当優先株の内容は、ジャイラスの現預金及び内部貸付けから生ずる金利収入から諸費用及び税金相当額を控除した残額の85%の配当を受けることができ、ジャイラスの運営に関する重要事項の一部の変更にアグザムの同意を必要とするというものであった。85%という配当率は、米国はエクイティの年間利回りが10%程度でよいという森氏の調査結果に基づき、約1億7700万ドルの配当優先株に対して年間約1770万ドルの配当を行うための利率を逆算することで決められたものであった。

こうして、2008年9月30日、オリンパス、ジャイラス及びアグザムとの間で、アグザムに対する配当優先株の付与、オリンパスによるアグザムからのワラント買取りに関する株式引受契約が締結された。なお、オリンパスからアグザムに支払われたワラントの買取代金5000万ドルは、アグザムから複数のファンドを通じて、ファンド(SG Bond)に流され、貸し付けた債券の返還に使われるなどした後、ファンド出資の返還としてオリンパスに戻ったと見られている。

(3) 配当優先株の6億2000万ドルでの買取り

2008年11月、アグザムは、森氏と相談した内容に基づき、オリンパスに対して、ジャイラスの配当優先株を第三者に譲渡することにつき同意するか、これを5億3000万ドルないし5億9000万ドルで買い取るかのいずれかを選ぶように要求した。森氏は、オリンパス内向けには、アグザムの要求の背景には、リーマンショックの影響によりアグザムが現金を欲しがっているなどと虚偽の説明をして買取りを説得し、オリンパス取締役会は、2008年11月に、配当優先株を上記金額の範囲ですべて買い取ることを承認した。

しかし、2008年12月ころ、あずさ監査法人がオリンパス監査役会に対し、ジャイラス買収に関するFA報酬の妥当性等について指摘したため、2009年3月期中に、オリンパスによるジャイラスの配当優先株の買取りは実現しなかった。

第3 監査法人による会計監査の状況

1974年(昭和49年)にオリンパスの会計監査人に就任したあずさ監査法人は、2009年3月期まで会計監査を行ってきた。

1 2008年3月期までのあずさ監査法人の監査の状況

あずさ監査法人は、1999年9月中間期における監査において、「飛ばし」の一端として、特定金外信託の中の含み損を抱えた金融商品を当該信託の簿価で売却し、その代金

を得るといふ不正取引の事実を把握したため、直ちにこれを取り消させ、返金させた。

2000年3月期までの監査において、他にも同様の「飛ばし」などの不正取引をしていないか監査を行ったが、他には発見されず、当時構築されていたとされる「損失分離スキーム」の全体像は明らかにされなかった。

その後、あずさ監査法人はオリンパスについて監査上の問題は指摘していない。

2 2009年3月期のあずさ監査法人の監査の状況

(1) 国内三社の買収に関するあずさ監査法人からの指摘

オリンパスが「損失解消スキーム」として利用した国内三社の買収について、2008年12月ころ、あずさ監査法人はオリンパス監査役会に対して、ジャイラス買収に関するFA報酬の妥当性についての指摘とともに、その株式取得価格が著しく高額であること等の指摘をした。

あずさ監査法人は、オリンパスと協議を重ねた結果、ヒューマラボとNEWS CHEFについては全て、アルティスは一部の「のれん」を減損することとなり、2009年3月において557億円の減損処理をさせ、さらに次に述べるように松本報告書の提出も受けて、2009年5月20日付けで、2009年3月期について、無限定適正意見を付した第141期監査報告書をオリンパス宛てに提出した。

(2) 配当優先株の買取りに関するあずさ監査法人からの指摘

オリンパスが「損失解消スキーム」として利用したジャイラスの買収について、あずさ監査法人は、上記の通り、買収から派生するジャイラスの配当優先株をオリンパスがアグザムから買い取ることにについて、2009年3月期に疑義を唱えた。

ア 2009年4月23日のあずさ監査法人からオリンパス監査役会に対する懸念事項の表明

あずさ監査法人は、2008年12月、オリンパス監査役会に対し、国内三社に関する指摘とともに、ジャイラスの買収に関するFA報酬の妥当性について調査するよう申し入れた。あずさ監査法人は、関係者へのヒアリングを実施するなどしたが、FA報酬については納得せず、2009年4月23日になって、オリンパス監査役会に対し、監査基準委員会報告書第25号に基づき、国内三社に関する指摘とともに、ジャイラスの買収に関しては、高額のFA報酬の支払い及びFA報酬の支払先の妥当性について指摘し、業務監査権限を行使するよう促した(以下、「あずさ監査法人による懸念事項の表明」という)。また、あずさ監査法人は、これらの点について検証するため、監査報告日(5

月 20 日予定)までに独立した第三者からのオピニオンレターを取得するように要請した。

イ 松本真輔弁護士らの第三者委員会による検証

これを受けて、オリンパス監査役会は、国内三社の買収の件及びジャイラスの株式取得に関してアクシズ・アメリカに支払った FA 報酬の件について、経営判断に誤りがなかったかを検証するため、2009 年 5 月 11 日に、松本真輔弁護士(以下、「松本弁護士」という)、高橋馨公認会計士及び中川十郎教授によって構成される第三者委員会(以下、「松本委員会」という)に調査を依頼した。松本弁護士らは、2009 年 5 月 17 日、オリンパス監査役会に対して調査報告書(以下、「松本報告書」という)を提出した。

松本報告書において、松本弁護士らは、ジャイラス買収に関連してオリンパスがアクシズ・アメリカに支払った FA 報酬については、「貴社[注：オリンパス]取締役、アドバイザー報酬の支払に違法若しくは不正な点があった、又は善管義務違反があったとまで評価できるほどの事情は認識できなかった」と結論づけた。

ウ 監査役会報告書

松本報告書を受け、オリンパス監査役会は、監査役会の見解として、「取引自体に不正・違法行為は認められず、取締役の善管注意義務違反および手続的瑕疵は認められない」とする監査役会報告書を出した。

3 2009 年 3 月期の「第 141 期監査報告書」の提出(無限定適正意見)

あずさ監査法人は、松本報告書及び監査役会報告書を受けて、2009 年 5 月 20 日付けで、無限定適正意見を付した第 141 期監査報告書をオリンパス宛てに提出した。

なお、オリンパスは、アクシズ・アメリカに支払った FA 報酬の全額を「のれん」に計上していたが、2009 年 3 月期の決算において、そのうち 155 億円については、あずさ監査法人の指摘を踏まえ、前期損益修正損(特別損失)に振り替えた。

4 あずさ監査法人から新日本監査法人への会計監査人の交代

オリンパスとあずさ監査法人との間で、配当優先株の買取りに関する議論が過熱する中で、2009 年 5 月、オリンパスは、あずさ監査法人とは信頼関係を維持できないとして、2009 年 3 月期を最後に、あずさ監査法人を会計監査人から退任させ、2010 年 3 月期からは、新日本監査法人を会計監査人に選任することを決めた。

5 2010年3月期の新日本監査法人による監査の状況

ジャイラスの配当優先株の買取りについては、新日本監査法人とオリンパスとの議論を経て、2010年3月19日に、オリンパス取締役会は、配当優先株を約6億2000万ドル(約579億円)で買い取ることにについて承認決議をした。

2010年3月期の決算では、ジャイラスの配当優先株の買取価格である約579億円(約6億2000万ドル)と簿価の約165億円(約1億7700万ドル)との差額約414億円(約4億4300万ドル)については、「のれん」として計上し、これを20年で償却することとなった。

なお、オリンパスからアグザムに支払われた配当優先株の買取価格約6億2000万ドル(約579億円)は、複数のファンドを通じて、ファンド(SG Bond)に送金され、2011年3月までにファンド(SG Bond)から、出資者であるオリンパスに対して、合計約631億円(約6億7500万ドル)が償還されたと見られている。

第4 オリンパス報告書が指摘した監査法人に関する問題

1 新日本監査法人について

(1) 業務引継ぎに関する事実関係

オリンパス報告書においては、あずさ監査法人が買収した国内三社の事業価値およびジャイラスのFAに対する報酬支払について問題点を指摘したことを契機として、オリンパスが会計監査人として再任しなかったことを「事実上の解任」と評価した(オリンパス報告書175頁)。そして「事実上の解任」というオリンパスの恣意的な監査人交代であるのに引継ぎの際のやりとりがあまりに少なく、監査基準委員会報告書第33号の「『監査人の交代事由』に関する情報交換は、極めて形式的かつ簡略なものに留まっており」、監査基準委員会報告書第33号「監査人の交代」の「被監査会社による監査人の恣意的な交代を阻止しようとする趣旨」を「著しく没却するものといわざるを得ない」とし、「会計監査人の職責を果たしていないと非難されてもやむを得ないと思料する」(オリンパス報告書176頁)とされていた。

しかし、その後、同社の監査役等責任調査委員会がこの点について調査を進めた結果、2012年1月17日公表の責任調査委員会報告書においては、実際の引継ぎがそれなりの長い時間をかけ第33号に従って行われたとし、あずさ監査法人に優先株の評価や買取金額の妥当性などの説明や資料開示を拒否されたことについても、これらの点は同号第16項で引継ぎの対象外とされている「最終的な意見形成の判断過程」に関する事項に該当しており、新日本監査法人として疑念を持たずとも不適切とはいえないとして、引継ぎに関する新日本監査法人の法的責任を否定している(同報告書144頁～145頁)。

(2) 配当優先株の買取りと「のれん」の計上に関する問題

オリンパス報告書においては、新日本監査法人は、松本報告書等から、配当優先株が FA 報酬の一部として付与された株式オプションと等価交換されたものと認識したのだから、配当優先株の買戻しに際して「のれん」計上した処理について、高額な FA 報酬を「のれん」に含めることが妥当かどうかという観点から、より慎重な検討及び判断がなされるべきであったとしている（オリンパス報告書 174 頁）。

もっとも、責任調査委員会報告書においては、結果的に FA に対して多額の支払がなされること自体は認識可能であるものの、配当優先株の価値に対する新日本監査法人の当初からの認識や、松本報告書、あずさ監査法人の無限定適正意見などを考慮すると、配当優先株の価値の認識、発行の経緯、発行手続の適法性、買取りの決定、「のれん」計上の処理の各段階につき、新日本監査法人が問題視せず、そのまま「のれん」計上を認めた判断が不合理とは言えず、また、仮に配当優先株が FA 報酬であるとの認識があったとしても、配当優先株に 6 億 2000 万ドルの価値が認められ、それが超過収益力の範囲内にとどまる限り、企業結合に直接要した支出額のうち、取得の対価性が認められる支出として「のれん」計上することは会計処理として許されていると解されているので、この点においても新日本監査法人の判断が不合理とはいえなかったとして、法的責任を否定している（同報告書 145 頁～149 頁）。

2 あずさ監査法人について

(1) 「飛ばし」の全貌を発見しえたのではないかという問題

オリンパス報告書においては、あずさ監査法人が 1999 年 9 月中間期における監査において「飛ばし」の一端を把握したため、その後の監査を徹底すれば「飛ばし」の全貌を発見しえたのではないかという問題につき、発見した「飛ばし」の取引の前後にされた金融商品（特定金外信託に含まれていたもの）の売買取引の精査から、それらの売却時の「時価」が実態と乖離したものであったと気づくべきとも思われるが、当該時価情報についてはオリンパスによる巧妙な操作が施されており、監査の徹底により「飛ばし」の全貌を把握することは困難であったとしている（オリンパス報告書 166～167 頁）。

この結論は、責任調査委員会報告書においても同様である（同報告書 119 頁）。

(2) 外国銀行口座の残高照会手続において、「損失分離スキーム」を発見しえたのではないかという問題

オリンパス報告書では、含み損を抱えた金融資産の買い取り資金の出所となっており

「損失分離スキーム」の核となっていた外国銀行口座に対するあずさ監査法人の残高照会手続において、担保等情報の照会に対する回答がなかったが、再確認などしていれば、担保等情報から「損失分離スキーム」を発見しえたのではないかという問題につき、オリンパスから金融機関に、残高以外の照会に回答する必要のないことを伝えて手を回していたこと、当時の実務からして回答がなくても特段問題視することではなかったことなどから、再度の確認をしなかったことはやむを得ないとしている(オリンパス報告書168頁)。

この結論は、責任調査委員会報告書においても同様である(同報告書119～120頁)。

(3) オリンパスと会計処理上の意見対立があったにもかかわらず無限定適正意見を付したことについての問題

オリンパス報告書においては、2009年3月期の監査において、オリンパスと会計処理につき大きな意見対立があったにもかかわらず無限定適正意見を付したという問題点につき、監査役に業務監査権限の発動を促したり、金融商品取引法第193条の3の発動を仄めかしたりして、問題提起をしていることは評価しつつも、監査役会が松本報告書をベースに問題なしとの結論を出したことに對し、その内容を吟味することなく無限定適正意見を出したことは、問題なしとしない指摘していた(オリンパス報告書170頁)。

しかし、責任調査委員会報告書においては、不正の兆候を認識していたあずさ監査法人の監査は、基本的に監査基準委員会報告書第11号「違法行為」、第35号「財務諸表の監査における不正への対応」等に従った妥当なものであるとしている。また、松本報告書と、違法性監査を職責とする監査役が不正がないと判断している点について、その判断を不当として意見不表明等すれば、オリンパスや株主などから責任を追及されるリスクを負うが、そのようなリスクを負ってまで監査人が不正の発見を要求することは法が予定していないとして、無限定適正意見を出したことは監査人の注意義務に違反しないとしている(同報告書138頁)。

なお、責任調査委員会報告書では、あずさ監査法人が金融商品取引法第193条の3の発動を仄めかしたに留まり、通知まではしなかったことについて、別途問題提起している。しかしながら、本条の発動を仄めかした2009年4月10日の後、同年5月7日にはオリンパスはあずさ監査法人の指摘に従って減損処理等をする旨の基本的合意がなされ、財務諸表の適正性の確保に重大な影響を及ぼす可能性は大幅に減少しており、また、松本委員会の判断やあずさ監査法人が独自に実施した弁護士への照会への回答など、オリンパスと利害関係を有さない法律の専門家が適法と判断しているにも関わらず、法律の専門家でない監査人が不正と判断して通知をすることまで、同条が要請しているとは解されないとして、通知をしなかったことについての法的責任も否定している(同報告書140頁)。

(4) 業務の引継ぎに関する事実関係

オリンパス報告書においては、業務の引継ぎに関してあずさ監査法人と新日本監査法人の問題点を書き分けてはいないので、指摘されていた点は新日本監査法人に関して上述した点と同じである。

責任調査委員会報告書では、既に述べたように、あずさ監査法人にとっては193条の3を発動すべき状況は解消されており、そのほか買取り決議の取り下げを勧告した事実についても、勧告に従いなされた取消決議は取締役会議事録により容易に確認できるし、勧告の前提となった事実もコミュニケーションレターや松本報告書等で確認可能であるから、これらの点が監査基準委員会報告書第33号第16項で引継ぎの対象外とされている「最終的な意見形成の判断過程」に該当するものとして特段伝達することなく新日本監査法人の判断に委ねたことは、「会計監査の観点からは不合理とまではいえない」とし、「注意義務違反があったとまではいえない」としている(同報告書145頁)。

第2章 監査法人として、オリンパス問題をどう受け止めるべきか

第1 オリンパス問題の本質

1 粉飾決算としての特異性

オリンパス問題は、国際的に事業展開する日本の大企業において、「飛ばし」と言われる方法により少なくとも960億円を超える多額の金融商品運用損が長期間にわたって隠蔽されていた大規模な粉飾決算の事案である。

一般的に、多額の負債を隠蔽する粉飾決算が行われる会社は、収益力が低下し、長年にわたって損失を出し続けて実態は債務超過に陥っている場合が多く、粉飾決算によって損失を隠蔽しても、それは「一時しのぎ」に過ぎず、最終的には経営破綻という結末に至る。

ところが、オリンパス問題では、オリンパス報告書の調査結果を前提にする限り、少なくとも損失が生じている金融商品を海外のファンド等に移す「損失分離スキーム」によって隠した960億円超もの損失は、その後の同社の事業利益によって解消された。カメラ、医療機器等のメーカーである同社の場合、損失の発生は、会社の事業とは別個に行われた金融商品取引によって発生したもので、事業そのものの収益力には格別の問題はなく、それどころか、「飛ばし」によって、損失を隠蔽した後に、各事業部門の収益力がさらに拡大したことで、隠蔽していた損失までも比較的短期間で解消することが可能となった。

ただ、この隠蔽していた損失を解消するに当たっても、過去の損失を隠蔽したまま損失処理を行う「損失解消スキーム」を用いたため、損失が解消された後も、オリンパス

が過去に行った巨額の「飛ばし」の事実が隠蔽されていた。そして、損失が解消されて、同社の財務内容が基本的に財務内容の実態を正しく開示する（損失分離・解消スキームのために支払われた費用は別として）ものとなった後に、過去において巨額の損失隠しが行われていた事実が表面化し、一大企業スキャンダルに発展したものである。

つまり、本業で発生した巨額の損失を隠蔽した会社が、その損失が原因で最終的に経営破綻したというのではなく、会社の本業には過去も現在も格別の問題はなく、現在の事業の状況にも大きな問題はなく、金融投資の失敗によって発生した損失を、過去の一定期間隠蔽していた問題であるところに、オリンパス問題の粉飾決算としての特異性がある。

2 会計面から見たオリンパス問題の本質

その損失隠ぺいのための手段として使われた「損失分離スキーム」は、有価証券評価損を「のれん」に置き換え、当該「のれん」を20年にわたって償却することによって、有価証券評価損に相当する財務諸表上の借方金額を処理しようとするものであった。

これによって、生じる主たる問題点は以下の2つである。

第1は、金融投資の失敗という事実が、財務諸表から隠蔽されることになるということである。

第2は、有価証券評価損であれば即時損失処理が原則であり、当期損益に甚大な影響が生じるが、「のれん」の償却であれば当期損益への当該影響が20年にわたって平準化されるということである。総じて、金融投資の失敗という異常事態が、M&Aに伴って発生した「のれん」の償却という正常取引に置き換えられることになる。

この二つが、会計処理（会計的表現）の観点から見た、オリンパス問題の本質である。

3 資金の流れの面から見たオリンパス問題の本質

オリンパスはその後の本業収益により当該損失の処理を実質的に完遂した。つまりオリンパスは、受皿ファンドに有価証券評価損を「飛ばす」ことによって、当該損失をオフバランス（簿外）とした上で（損失分離スキーム）、FA報酬等の支払を通じて受皿ファンドに資金を流し、しかる後に当該資金を有価証券の償還等の名目で自らに還流させ、オフバランスとしていた有価証券評価損を資金のレベルで処理したのである（損失解消スキーム）。要するに、オリンパスは、外部資金に一切依拠することなく自己完結的に、金融投資の失敗を処理し終えたのである。

結局、オリンパス問題というのは、過去の時点における損失の隠蔽という、企業内容の公正開示義務に違反したところに、問題の本質がある。

投資家が被った損失の原因という面からも同様のことが言える。

損失分離後、解消されるまでの間にオリンパス株の売買を行った投資家は、会社の財務内容に関する事実と反する開示によって欺罔されていた事実はあるが、その間に反対売買が完了し、取引から離脱したのであれば、反対売買の相手も欺罔されているので、売り手・買い手とも欺罔によって損失を被ったとは言えない。

損失解消後にオリンパス株売買を行った投資家も、問題表面化の前に反対売買を完了していた場合には、投資時点では財務内容について基本的に正しい開示が行われていたのであるから（損失分離・解消スキームのために支払われた費用は別として）、欺罔された事実自体がない。

唯一、大きな損失を被ることになったのが、「飛ばし」の事実が表面化した時点でオリンパス株を保有していた投資家である。「飛ばし」の問題の表面化によって同社の株価が下落した最大の原因は、過去に巨額の粉飾決算を行っていた会社に対して、上場廃止の措置がとられたり、民事の損害賠償請求が行われたり、刑事罰等の制裁が科されたりすることにより、会社の存続自体が危うくなることが懸念されたことである。このように考えると、オリンパス問題の本質は、上場会社の各決算期の資産、負債、損益等の財務内容が証券市場に正しく開示されなければならないという公正開示義務に違反し、証券市場の公正を害したことに求められることになる。

経済のグローバル化、金融市場の国際化が進展する中で、証券市場の公正の確保のための公正開示義務は、オリンパスのような国際的な事業展開を行う上場会社にとって一層重要なものとなっており、その義務に意図的に違反する行為は弁解の余地のない悪質・重大な違法行為である。

しかも、公正開示義務違反は、単に、「証券市場の公正」という抽象的価値を害するだけには留まらず、虚偽の開示によって、投資家、株主、債権者等に会社の財務内容を誤って認識させ、投資判断を誤らせることで実質的な損害を与える危険を生じさせる行為でもある。

オリンパス問題では、「損失分離スキーム」によって隠蔽された金融商品取引による損失は、結果的にその後の同社の事業利益によって損失が解消したため、その発覚時点での同社の財務内容に重大な問題はなかった。しかし、それは、その後、たまたま同社の事業収益が好調であったという結果によるものであり、もし、その後同社の事業が不振に陥り、損失が解消できなかった場合には、隠蔽された損失が更に膨らんで危機的な経営状態に陥り、株主、債権者に多大な損害を生じさせる危険性もあった。問題の本質が公正開示義務違反であることは、行為の悪質性・重大性を軽減するものではない。

4 公正開示義務違反と会社のガバナンスと監査の機能不全

オリンパス報告書において、このような公正開示義務違反が発生した原因に関する記述であると言えるのは、取締役会、監査役会等の会社のガバナンス及び監査法人による

会計監査がいずれも十分に機能しなかったという点である。

会社のガバナンスに関しては、財務部門の特定少数者による独占、社内のヘルプラインの閉鎖性による機能不全、取締役会審議の形骸化、監査役会の専門的知識不足、独立性の欠如等による不十分な監査活動、財務部門の財務情報開示に対する消極的な姿勢などが指摘されているが、これらの指摘が正しければ、オリンパスは財務の不正に関する高いリスクが存在し、実際に不正が行われていたにも関わらず、内部統制環境から取締役会および監査役会のリスクに対するモニタリングが弱体化していたことを意味しており、結果として正しい財務内容が証券市場に開示されうる体制になかったといえる。

また、監査法人に関しては、前記のように、無限定適正意見や「のれん」の計上の判断のプロセスにつき問題視する指摘がなされており、これらは直接、上場会社の公正開示義務の履行を確保するために重要な役割を担うべき監査法人による会計監査が十分に機能しなかったことの指摘と捉えることができるし、監査人の交代に伴う業務引継ぎに関する指摘も、会計監査人が企業の公正開示に役立つための重要な前提に関する指摘であるといえる。

これらの指摘を受けて、オリンパスは、同社の取締役の法的責任、同社の監査役、監査法人の法的責任を、それぞれ判断する二つの責任調査委員会を設け、それらの結果についての報告書が公表されていることは既に述べたとおりである。

証券市場に対する公正開示義務を果たす上で、監査法人による監査は、極めて重要な意味を持つものであることは言うまでもない。しかし、一方で、以下に述べるように、これまで、我が国経済社会において、証券市場の経済社会的位置づけが大きく変化し、それに伴って、「証券市場の公正」やそれを確保するための公正開示義務の重要性が大きく異なってきたことも無視できない事実である。

その点は、オリンパス問題に関する監査法人の法的責任の有無・程度及び社会的責任を論じる上でも重要である。

第2 オリンパス問題の本質としての公正開示義務違反と監査法人の役割・責任

1 日本経済社会における「証券市場の公正」の位置づけの変遷

「証券市場の公正」を確保するための公正開示義務の重要性は、かつての日本の経済社会において十分には認識されていなかった。

金融機関を通じた間接金融が中心だったかつての日本では、証券市場は企業の資金調達において重要な機能を果たすものではなかった。証券市場は、不確実な情報と思惑が入り乱れる投機的取引の場であり、そこでの投資家の保護は、証券取引が貯金とは異なって元本が保証されないリスクを伴うものであることを一般投資家に認識させることが中心であり、そこでは、取引のルールや公正の確保はあまり重視されなかった。会社の財務会計や業績見通しに関する情報が株価に与える影響も限定的で、企業内容の公正な

開示に対する投資家の関心も低かった。

そして、1980年代半ば以降のバブル経済によって日本の証券市場は急激に膨張し、証券市場を通じての資金調達も急拡大したが、そこでは、企業内容を問わず、殆どあらゆる会社の株式が高騰したに過ぎず、企業内容の公正な開示への関心が低いことに基本的な変化はなかった。バブル期における証券市場の急激な膨張は、ある意味では、企業内容の公正な開示の重要性が認識されないまま証券市場を通じての資金調達が急拡大した現象と見ることも可能であろう。

その後、バブル経済が崩壊し、急激な株価の下落によって証券市場を通じての資金調達が急速に縮小するのも必然であった。

日本の証券市場が直接金融の場としての健全な機能を本格的に期待されるようになったのは90年代半ば以降であった。銀行と証券の垣根が撤廃され、金融取引が多様化する中で、証券市場の経済的機能が増大し、インターネット取引などを通じて、一般庶民による証券市場への投資も拡大した。そのような証券市場の機能の拡大が背景となって、証券市場の公正さを確保するための証券取引のルール確立、ルール違反に対する制裁の強化が進められ、その重要な要素とされたのが、証券に関する情報が迅速かつ正確に投資者に開示されること、つまり、企業内容の公正開示であった。そして、1990年代末からは、企業内容の公正開示に関する重要なルールの変更となる取得原価主義会計から時価会計への転換が検討され、金融商品についての時価をベースとする会計基準は2000年4月以後開始する事業年度から正式に導入された。

このように、バブル経済以降、証券市場を通じての資金調達の経済社会における位置づけ、証券市場の公正さ、企業内容の公正開示が求められる程度などは大きく変化してきた。

オリンパス問題の3要素である「金融商品取引による損失の発生」「損失分離スキーム」「損失解消スキーム」のうち、「金融商品取引による損失の発生」はバブル経済期であり、「損失分離スキーム」は、企業内容の公正開示に関して、時価会計の導入という重要な変更が行われたことに対応して行われたものであった。

オリンパス問題の背景には、このような証券市場をめぐる急激な環境変化が存在していることを見過ごしてはならない。

2 公認会計士・監査法人の役割・責任をめぐる環境の変化

企業の公正開示義務の履行に関して重要な役割を担うのが、公認会計士、監査法人による会計監査であるが、証券市場をめぐる環境の変化の中で、その位置づけは大きく変化してきた。

公認会計士による財務諸表の監査制度は、1948年（昭和23年）にGHQの方針に基づいてアメリカから導入されたが、金融機関を通じた間接金融が中心で、証券市場は企業の

資金調達において重要な機能を果たしていなかった当時の日本の経済社会では、公認会計士の監査証明が証券市場に対して果たす機能は限定的で、その役割は、企業経営者の暴走や会社の私物化から会社債権者や株主を保護し、倒産を防止することが中心だった。

バブル崩壊後の経済混乱や巨額粉飾決算の続発は、企業に対して、市場に参加する者（投資者）の信頼に応えるため、企業会計の透明性と公正性を確保しなければならないとする要請を飛躍的に増大させた。

証券市場の経済社会的機能が高まるに伴って、企業内容が適正に開示される公正な証券市場を実現することの重要性が高まり、公認会計士及び監査法人には、企業の財務諸表の正確性と信頼性を保証することが期待され、同制度の主体である公認会計士には、監査証明を通して証券市場に対する客観的な保証機能を果たすことなど、企業会計の専門家としての重要な役割が期待されるようになった。

その結果、「企業会計の番人」としての公認会計士、監査法人に対して、企業に対する監査証明業務の正確性を担保することがより一層強く期待されることとなった。

特に、2001年から2002年（平成14年）に発生したエンロン、ワールドコム事件を契機とする世界的な会計不信が監査の世界に与えた影響は大きく、我が国においても、翌2003年に公認会計士法が大幅改正され、公認会計士の使命が同法第1条に初めて明記され、業務執行社員のローテーションルールの規定等、被監査会社からの独立性強化のための重要な改正が行われ、あるいは監査基準についても不正発見をより意識したリスク・アプローチ監査強化の方向で大幅に改訂されるに至った。

さらに2007年の同法改正によって、会計監査人の独立性確保を目的として同法第1条の2に独立性保持が明示的に盛り込まれたり、監査法人の業務管理体制整備など、組織的監査の実効性確保のための改正が行われたりしたが、これもカネボウ事件等の公認会計士、監査法人を巻き込んだ不祥事が大きな影響を与えている。

一方で、1990年代以降、監査法人に対して民事の賠償請求訴訟が提起されるケースが増加しており、従前は請求が認められることは稀であったが、2008年には大阪地裁で、監査法人に対してリスク・アプローチに基づく監査の徹底を求め、経営陣ら企業ぐるみの粉飾決算を見抜くことができなかったことについての監査法人の過失を肯定し、請求を一部認めた判決（ナナボシ粉飾決算事件判決（大阪地判2008年4月18日））が出るなど、請求を認めるケースも増えてきており、責任は厳格化の傾向にある。

このような社会・経済情勢の変化を受けて、社会は、会計監査を通じて市場の健全性を確保するという、より大きな社会的責任を公認会計士、監査法人が果たすべきである、とする期待を有するようになり、社会が、公認会計士等に対して、「企業会計の番人」から、さらに一步を進めて「市場の番人」としてGメンのように不正追及の役割を果たすことまで期待するようになった。しかし、「市場の番人」としての第一次的機能を果たす立場にあるのは、監督機関たる金融庁や捜査当局、証券取引等監視委員会、金融商品取引所等であり、クライアントとの委任契約に基づき監査を実施する公認会計士等に

は「市場の番人」として機能するには限界があることは否定できない。

また別の問題として、現行制度上、上場企業の会計監査人の不適正意見や意見不表明が上場廃止や法的整理につながりやすく、影響の大きさ、責任追及訴訟の恐れなどから、監査の結果がグレーゾーンの場合に積極的な問題の指摘を控え、形式的証拠に依拠して適正意見を表明してしまう傾向があるという問題も指摘されている。

3 期待ギャップ問題

公認会計士、監査法人が行う監査をめぐり問題が発生する背景には、財務諸表監査の主題は財務諸表への意見を表明することであると主張する公認会計士等の会計専門職に対して、社会が監査に期待するものはそれだけではなく、企業不正の発見・防止も当然のごとく財務諸表監査の主題であるべきであるとする社会（財務諸表利用者）からの期待があり、両者の間に齟齬が存在するという「期待ギャップ問題」が存在する。

この期待ギャップは欧米でも古くから指摘されており、それは監査人に対する訴訟の形で表れてきた。

会計専門職による監査は、歴史的には、19世紀のイギリスで、不正の発見を目的とし、帳簿類をくまなく点検する“精査”を中心とする監査として発生したが、企業の巨大化・複雑化により精査を中心とする監査は困難となったため、20世紀、アメリカでは、一部の項目を抽出して点検する“試査”が原則とされ、監査の目的は、不正の発見から財務諸表の適正性についての意見表明することへと重点移行した。

しかし1960年代に入り、アメリカでは、監査により財務諸表の虚偽記載や企業不正が防げなかったことが社会問題化し、不正発見は監査の目的ではないとする会計職業団体による主張は社会の理解を得られなくなり、不正発見・防止を監査に期待する社会との間に、大きな認識のギャップがあることが露呈した。

前記のような、我が国において、公認会計士、監査法人に対して「市場の番人」としての不正追及の役割を期待する動きに関しても、期待ギャップの問題が存在していることは否定できない。

さらに、日本の株式会社組織は、内部者中心の監査役設置会社が大部分であり、委員会設置会社中心の米国などと比較すると、経営体制の「外部者性」が低い。平常時の会社の意思決定システムとしては問題がなくとも、不祥事の対策として、内部者中心のガバナンスは不十分な面がある。そのため、不祥事対応については、会計監査人や社外役員など、「外部者性」の高い機関に対する期待は大きく、期待ギャップは、欧米よりも大きいと見ることもできる。

このように、そもそも、公認会計士・監査法人の会計監査が、経済社会的にどのように位置付けられ、どのような機能を果たすべきものなのかについて、複雑な制度的、社会的問題があることに加えて、その点の考え方が、戦後の日本の経済社会の変遷、証券

市場をめぐる環境変化の中で大きく揺れ動いてきたことを踏まえて、監査法人が行った監査手続の可否や責任を論じ、再発防止策を検討することが必要である。

第3 監査法人の責任論と今後の取組みの検討の基本的視点

そこで、前章で述べたように、オリンパス問題が証券市場の公正の確保のための公正開示義務違反であること、証券市場の公正に関して公認会計士・監査法人が果たすべき役割について、経済社会の環境変化を背景とする様々な問題があることなどを踏まえ、新日本監査法人によるオリンパスの会計監査に関する責任及び今後の取組みの在り方の検討の基本的な視点を示すこととする。

1 法的責任の基本的枠組み

監査法人の会計監査を規律する法律として会社法と金融商品取引法及び公認会計士法が、そしてその行動指針として、金融庁・企業会計審議会が設定した「監査基準」と日本公認会計士協会が設定した監査基準委員会報告書が存在する。

大会社と上場企業の法定監査の根拠となっている法律は、会社法と金融商品取引法である。会社法第328条、第337条第1項、第436条第2項等や金融商品取引法第193条の2において、公認会計士又は監査法人による会計監査が義務付けられている。

そして、現行の公認会計士法は、第1条「公認会計士の使命」において、「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする」と規定し、監査基準は、その「第一」の前段に「財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、会計監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある」と規定して、公認会計士・監査法人には、会計の専門家として財務諸表の適正性を検証し、「財務諸表の適正性についての意見の表明」をすることが求められている。

さらに、監査基準の「第一」の後段では、「財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる」と規定しており、財務諸表に不正としての「重要な虚偽表示」がないことについての「合理的な保証」を得ることを求めている。この基準は、会計監査人が、財務諸表の適正性に著しい影響を及ぼすような不正・誤謬がないかを確認しなければ、適正意見を表明してはならないことを意味している。

監査基準委員会報告書では、このような基本的な枠組みに基づき、監査法人が行う会計監査についての具体的規定が詳細に定められている(例えば同報告書第10号「不正及び誤謬」など)。

2 監査法人の社会的責任

上記の各規定に基づく法的責任を検討することに加えて問題となるのは、監査法人の社会的責任である。

一般的には、組織の不祥事に関して、当該組織が負う責任は法的責任だけではない。複雑化・多様化し、変化する経済社会においては、法令・規則は、すべての社会的要請に応えられるわけではない。法令・規則に違反していなくても、それだけではカバーできない社会的要請に反したことで、社会から批判・非難を受けることもある。不祥事に関して、法的には責任がなくても、当該組織に向けられた社会からの要請に実質的に応えたのか、という社会的責任の観点から、別個に責任を追及すべき場合もあり得る。

しかし、監査法人をめぐる問題に関して社会的責任を問題にすることについては、考慮すべき重要な要因がいくつかあることを指摘しておかなければならない。

第一は、会計不正の発見・防止に関する他の機関の役割との相関関係とのバランスを考慮することである。

監査基準「第四」の「報告基準」には、「財務諸表の作成責任は経営者にあり、監査人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある」旨が明記されており、適正な財務諸表の開示に係る責任を分離したうえで、相互に協力責任があるとする、「二重責任の原則」が会計監査の大前提であることは明らかである。つまり、真実かつ公正な財務諸表の作成には、会社の機関や株主による適切なコーポレートガバナンスも不可欠なのである。

また、証券市場を監視する金融庁によるルールの整備や、市場による自主規制の役割も非常に重要であることは言うまでもない。

これらの社会的資源を最大限に生かし、連携協力して「証券市場の公正」を凶らなければならないのであって、監査法人等の「市場の番人」の役割だけを重要視することは、バランスを欠くものと言える。

第二は、既に述べたように、戦後の日本経済社会の変遷の中で、証券市場の経済社会における位置づけが大きく変化し、その中で、公認会計士・監査法人が果たす役割・機能も大きく変化してきたことである。

そのような変化の中で、その時々々の監査法人に対する社会的要請の実質的内容を把握することは容易ではない。前記のように、公認会計士・監査法人が行う会計監査に関しては、先進諸外国においても「期待ギャップ」が問題とされてきた。それに加え、日本では、歴史的経緯もあって、「証券市場の公正」の重要性について社会的合意が十分に

確立されているとは言い難い事情があることが、監査法人に対する社会的要請を客観的にとらえることを一層困難にしている。

第三に、近年における監査法人の法的責任の厳格化である。

前述したように、21世紀に入ってから、数次にわたる公認会計士法の改正等により、公認会計士・監査法人に関する公認会計士法の規定や監査基準が厳格化され、一方で、監査基準にリスク・アプローチが取り入れられることにより民事の賠償責任が監査法人に問われる可能性が高まるなど、監査法人は、かつては考えられなかった程に、法的責任に縛られる状況になっている。監査法人は、このような法的責任の厳格化を受けて、法人内部での審査体制の強化やそのための人員の増強等の措置を行ってきたものであり、それが、監査法人の大規模化、寡占化という業界構造の背景にもなっている。監査法人に、このような法的責任を超えて、社会的責任の観点から更に義務が課せられ、その義務に反したことによる責任追及が行われるとすると、監査法人は、それを前提とする組織的対応を迫られることになるが、それが監査法人が社会的要請にバランス良く応えることにつながるのか否か疑問である。

これらの点を考慮すれば、監査法人に対して、法的責任を超えた社会的責任を追及することには慎重であるべきだと考えられる。

法令、規則に何らかの欠陥、欠缺があり、監査法人がそれを認識した上で、法には違反しないが社会的要請に反する対応を行った、というような場合でない限り、社会的責任の観点からの責任追及を行うことは適切ではないと言うべきであろう。

3 公正開示義務違反再発防止に向けての取組み

むしろ、重要なことは、「責任」の観点を離れ、今回、オリンパス報告書や当委員会の調査等で明らかになったすべての事実を前提に、オリンパス問題のような公正開示義務違反の問題が生じないようにするために、監査法人として、どのような取組みを行うべきか、公開会社が公正開示義務を十分に果たし、「証券市場の公正」が確保されるようにするため、監査法人として、どのような措置をとるべきかを検討することである。

そのような措置、取組みを積極的に行うことが、監査法人業界を主導する立場にある最大手監査法人としての社会的責任を果たすことにつながるというべきである。

第3章 当委員会の調査事項、調査の状況及び結果

第1 調査事項

冒頭で述べたように、当委員会の調査事項は、オリンパス報告書が問題を指摘した、①前任の会計監査人であるあずさ監査法人からの業務引継ぎ、②同社のジャイラス社の配当優先株買取りに関する会計処理の2点を中心であるが、それに加えて、第2章第1

の 4 で述べたように、オリンパス問題の本質が、公開企業としての証券市場に対する公正開示義務違反であることを前提に、公正開示義務の履行確保に関して監査法人の対応に問題がなかったか否かという観点から、重要と考えられる事項を調査の対象に含めた。具体的には、以下の事項を調査の対象とした。

1 ジャイラス買収の経緯、同社の企業価値、買収のメリット

第 2 章第 1 の 4 で述べたように、オリンパス報告書に記載された事実を前提とすると、オリンパス問題は、会社の実質価値を損なう行為というより、証券市場に対する公正開示義務違反と捉えられることになるが、その大前提となるのが、「損失解消スキーム」の実行後の同社の企業実態自体が、基本的に問題がなかったこと、十分な資産的基盤を有していたことである。

その点に関して重要となるのが、「損失解消スキーム」に利用された最大の企業買収であり、約 2100 億円の巨額の費用を投じて行われたジャイラスの買収が、オリンパスの経営にどのような影響をもたらしたのかである。

もし、同社の買収が、「損失解消スキーム」の手段として行われたものに過ぎず、同社の企業価値が低く、今後のオリンパスの経営にもメリットをもたらさないとすれば、同社の資産として計上されているジャイラスの「のれん」の資産性が否定され、同社の純資産が著しく低下するだけでなく、「損失解消スキーム」自体が、同社の経営上、重大な損失をもたらしたことになる、それによってオリンパス問題の本質は全く異なったものになる。

また、ジャイラスの企業価値が買収価格と比較して低いものであれば、後述する減損テストの結果の適正さが否定され、新日本監査法人が配当優先株の買取りの「のれん」計上を認めたことの妥当性にも疑問が生じる。

そこで、当委員会では、ジャイラスの買収について、オリンパスの社内のいかなる部門で、どのように検討され、いかかる経緯で実行されたのか、実際にジャイラスの企業価値はどの程度で、それがオリンパスの経営にどのようなメリットをもたらしたのかを、オリンパスの関係者からのヒアリング、資料提供等によって調査した。

2 監査業務の受嘱及び引継ぎに関する問題

前記のように、オリンパス報告書が、あずさ監査法人から新日本監査法人への監査業務の引継ぎが形式的かつ簡略なものに留まっていたことを問題にした趣旨は、新日本監査法人がオリンパスの会計処理に関する問題を十分に認識することなく監査業務を受嘱したことが、「損失分離スキーム」の発見を遅らせ、「損失解消スキーム」の実行を可能ならしめる結果につながったとの観点から、業務引継ぎの手續において前任のあずさ

監査法人の認識や問題意識が新日本監査法人に十分に引継がれなかったことの問題を指摘しているものである。このような観点から、新日本監査法人がオリンパスの監査を受嘱する経緯の中で、何らかの疑問や問題意識を持つべきではなかったかも問題となり得る。

そこで、業務の引継ぎの手續に加えて、新日本監査法人が会計監査人に選定された経緯、契約審査の状況、契約締結に至るまでの期間、監査報酬の予定額等の点を調査の対象とした。

3 ジャイラス配当優先株買取りの「のれん」計上に関する問題

オリンパスは2010年3月期決算において、2008年9月に発行され、2009年3月期には、1億7700万ドルの簿価で負債として計上していたジャイラスの配当優先株を資本に振り替えた上、6億2000万ドルの時価で買取り、約414億円を「のれん」として計上した。これにより、オリンパスから6億2000万ドルもの資金が社外に流出し、「損失解消スキーム」に充てられた。

そこで、上記「のれん」計上に関して、新日本監査法人がオリンパスからどのような説明を受けたか、同法人内部においてどのような検討が行われたのか、などを調査の対象とした。

第2 調査方法

当委員会の調査では、新日本監査法人に現存する関係資料を精査したほか、弁護士調査チームが新日本監査法人関係者6名（オリンパスとの監査契約締結経緯の関与者、オリンパスの監査を担当した会計士等）及びオリンパス関係者3名のヒアリングを実施することにより行った。また、当委員会委員によるヒアリング（新日本監査法人関係者5名、その他1名）も実施した。

当委員会による調査は、既述の通り、オリンパス報告書が問題を指摘した、①前任の会計監査人であるあずさ監査法人からの業務引継ぎ、②同社のジャイラス社の配当優先株買取りに関する会計処理の2点を中心に行ったものである。

①の業務引継ぎに関する問題など、新日本監査法人の監査手續に関して、あずさ監査法人側の対応が密接に関連する部分も少なからず存在し、これらの問題の調査には本来、あずさ監査法人に対する調査も不可欠であるが、冒頭でも述べたように、一方当事者の新日本監査法人が設置した検証委員会の調査への協力を得ることは困難と判断し、調査への協力を要請しておらず、その点で一定の限界があることには言及しておく。

もっとも、これらの問題についての調査結果は、オリンパス報告書を受けて設置された監査役・監査法人についての責任調査委員会報告書が、2012年1月17日に公表され

ている。同委員会の調査は、あずさ監査法人側からのヒアリングも行い、その結果も踏まえて、報告書が作成されていると考えられるので、当委員会の調査及び本報告書作成において、同報告書の記述も参考にした。

また、かかる制約から、当委員会による調査・検討は、基本的には、新日本監査法人が会計監査人への就任を依頼された 2009 年 5 月以降の事実関係を対象として行っており、それ以前の事実関係は、オリンパス報告書に記載されたオリンパス委員会の調査結果も前提としていることは既に述べた通りである。

第3 調査結果

1 ジャイラスの買収の経緯、同社の企業価値、買収のメリット

(1) ジャイラスの買収の経緯

ア 外科事業分野の強化と2社との交渉

オリンパスの医療事業は、従来から消化器内視鏡事業が根幹事業であり、外科事業への進出は、消化器内視鏡事業で成功した独自のノウハウを元に市場を切り開いていくとするものであった。しかし、Tyco International Ltd.や Johnson & Johnson が、消化器外科領域では既に業界大手となっていたため、思うように進まなかった。

そこでオリンパスは、M&A を利用した外科事業への進出を考えるようになり、2002 年になると、M&A を具体的に検討するようになった。具体的には、社長直轄であるコーポレートセンターの主導のもと、A社及びB社の2社の買収を検討した。コーポレートセンターが主導したのは、オリンパスグループでは、事業会社に人事部・経理部といった管理部門は設置されておらず、オリンパス本体の管理部門が事業会社の管理部門の業務を担当しているため、たとえ事業会社の分野に関する M&A であっても、M&A の実務を主導するのは、オリンパスの経営企画部門であったためである。しかしオリンパスは、大きな M&A を経験したことがなく、しかも、買収候補先は海外の会社であったため、コーポレートセンターは、アクシーズ・アメリカの佐川氏、アクシーズ・ジャパンの中川氏にコンサルティングを依頼した。

当初 2004 年(平成 16 年)～2005 年(平成 17 年)頃、A社と交渉を始めたが、最終的には、A社から買収交渉を断られたことにより不成立に終わった。

その後、買収交渉の相手をB社に変え、2006 年から交渉を開始したが、最終的には、B社の取締役会において事業売却に関する議案が否決された結果、B社の買収も不成立に終わった。

イ ジャイラスとの交渉

オリンパスがこれら2社の買収を検討していたのと同じ時期に、オリンパスの医療

事業部(及びその後のオリンパスメディカルシステムズ)は、各種の学会や展示会等を通じて、英国の外科系医療機器メーカーであるジャイラスと接触を持つようになった。

そうしているうちに、ジャイラスが、2005年に、米国の American Cystoscope Markers, Inc.(以下、「ACMI」という。)を買収した。ACMIの北米における販売ネットワークを高く評価していたオリンパスメディカルシステムズは、この販売ネットワークを獲得したジャイラスを、買収対象として魅力的な会社であると考えようになった。

2006年ころ、オリンパスメディカルシステムズ医療研究開発部長は、ジャイラスから買収の打診を受けていた。また、ジャイラスのフィナンシャル・アドバイザーからも、当時オリンパスの経営企画部に所属していた森氏らに対し、ジャイラスの買収の打診があったが、当時は2社の買収を検討していたので、ジャイラスとの交渉は先延ばしにしていた。

そして2007年6月ころ、オリンパスは、B社の買収を断念したことから、ジャイラスの買収に向けて本格的に検討することとなった。

(2) ジャイラス社の企業価値

ジャイラスは、1989年(平成元年)に、Mark & Colin Goble 兄弟によって英国で設立され、1997年(平成9年)にロンドン証券取引所に上場した医療機器メーカーである。

ジャイラスは、2000年以降、立て続けに低侵襲医療機器メーカーを買収しながら規模を拡大していった。具体的には、2000年に外科分野(処置具)事業の Everest Medical Corporation を買収し、2001年に Smith & Nephew の耳鼻科事業と、Somnus Medical Technologies, Inc.を買収した。

しかし、ジャイラスによる一連の買収の中でも特に重要であったのは、2005年に、泌尿器科及び婦人科の内視鏡事業会社である ACMI を買収したことであった。この買収によってジャイラスの企業規模は2倍以上になり、売上高は、約8690万ポンドから約1億5040万ポンドに増加した(ACMIの買収により増加した売上高は、約5040万ポンド)。また、ACMIは、米国に強い販売ネットワークを持っていたので、ジャイラスは、ACMIの買収後、「Gyrus ACMI」の名称を使ったマーケティング戦略を展開し、さらなる販売ネットワークの拡大を図ることができた。結果としてジャイラスは、英国の会社でありながら、売上高の地域別割合は約79%が米国、残りの15%は欧州、6%は他の地域となり、ACMIの買収によって、米国における販売ネットワークに大きな強みを持つ会社となった。

これらの買収を経て、ジャイラスは、2006年には約2億1300万ポンド(当時の為替レートで約450億円)の売上を計上するまでに成長した。当時のジャイラスの事業分野は、泌尿器科・婦人科、外科、耳鼻咽喉科及びパートナーテクノロジーの4つであり、従業

員数は1434名、主な拠点として、英国に2カ所、北米に7カ所、欧州に3カ所、アジアに1カ所を有していた。売上高450億円のうち、泌尿器科・婦人科が9610万ポンド(当時の為替レートで約200億円)、外科が5250万ポンド(当時の為替レートで約110億円)、耳鼻科が3850万ポンド(当時の為替レートで約80億円)、パートナーテクノロジーが2620万ポンド(当時の為替レートで約60億円)であった。このようにジャイラスは、泌尿器科・婦人科分野及び外科分野の製品に強かった。

(3) ジャイラスの買収によってオリンパスが得たメリット

ア オリンパスの状況

2007年3月末時点において、オリンパスグループは、オリンパス本体、子会社196社及び関連会社33社によって構成されていた。オリンパスグループは、①映像、②医療、③ライフサイエンス、④情報通信及び⑤その他製品の製造販売の5分野を主な事業とし、さらに各事業に関連する持株会社及び金融投資等の事業活動も展開していた。各事業分野におけるオリンパスの主な連結子会社は、映像事業分野のオリンパスイメージング株式会社、医療事業分野のオリンパスメディカルシステムズ、情報通信事業分野のアイ・ティー・テレコム株式会社、金融投資分野のアイ・ティー・エックス株式会社などであった。

オリンパスがジャイラスを買収した2008年2月の前年度である2007年3月期(2007年3月末時点)のオリンパスグループの連結売上高は、1兆0617億8600万円(前連結会計年度比8.6%増)であり、初めて1兆円を超えた。これは映像事業、医療事業及びライフサイエンス事業が好調に推移したためであった。

各事業分野の中では、医療事業分野の連結売上高が、3117億0900万円と最も高く、オリンパスグループ全体の売上高の約29.4%を占めており、医療事業分野は、オリンパスグループにおいて根幹事業といえる分野であった。そのため、医療事業分野における内視鏡の強みを最大限に生かし、外科や内視鏡処置具のさらなる成長を図ることを目標にするとともに、高付加価値サービスとして取り組み始めたソリューションビジネスや保守サービス体制を継続して強化し、販売力と合わせ、内視鏡を中心とした医療事業分野における総合力強化を図っていくことを目標としていた。

イ オリンパスメディカルシステムズ

オリンパスメディカルシステムズは、オリンパスの5つの事業のうち、医療事業を展開するオリンパスの100%子会社であり、2004年10月に、オリンパスから会社分割される形で設立された。オリンパスメディカルシステムズの主要事業は、消化器内視鏡をはじめとした各種医療機器の製造販売等であり、主な取扱製品は、内視鏡シス

テム、カプセル内視鏡システム、内視鏡治療のための各種処置具、外科治療・手術用医療機器、内視鏡統合システム、医療用ソフトウェア、内視鏡システム周辺機器等である。

2007年3月期のオリンパスの医療事業分野の連結売上高3117億0900万円のうち、約2138億円が消化器内視鏡分野の売上であり、約979億円が外科・処置具分野の売上であった。そして、オリンパスメディカルシステムズは、外科・処置具分野を更なる成長へ向けた最重要分野であると位置づけ、2006年にオリンパスメディカルシステムズの長期経営戦略として策定した経営基本計画においては、外科事業を消化器内視鏡事業以上の事業に拡大することを重点施策として実施していくこととした。オリンパスは、消化器内視鏡事業においては、世界シェア7割という地位を築いていたものの、消化器内視鏡の市場はすでに飽和状態にあったため、将来の成長が見込めず、今後の成長が見込める外科事業に重点を置く施策の実施を図っていくことが、オリンパスメディカルシステムズ、ひいてはオリンパスの成長のためには必要不可欠と考えられていたためである。こうして、オリンパスメディカルシステムズは、外科分野の売上高を5年間で約74%増加させることを目標として定めた。

ところが、最大市場である米国でのセールス力が弱く、特に、①米国における販売ネットワーク、②外科系医療機器の販売ノウハウ、③米国における材料部品調達ノウハウ、④米国における製造・開発拠点を持っていなかったため、既に腹腔鏡外科事業の最大手となっていたTycoやJohnson & Johnson等には太刀打ちできず、特に米国においてセールス力を有する企業のM&Aが、外科事業の拡大には不可欠であった。

ウ ジャイラス買収によってオリンパスが得たシナジー効果

(7) 得られたメリット

①米国における販売ネットワーク

ジャイラスの買収によってオリンパスメディカルシステムズが得た最大のメリットは、上記①の米国における販売ネットワークであった。ジャイラスは、英国の会社でありながら、ACMIの買収により、米国において強力な販売ネットワークがあったため、ジャイラスを買収したオリンパスメディカルシステムズは、もともとACMIが持っていた、米国における強力な販売ネットワークを手に入れることができた。

②外科系医療機器の販売ノウハウ

ジャイラスは、オリンパスメディカルシステムズが持っていなかった営業ノウハウを持っていた。具体的には、外科事業の営業担当者が、ジャイラス製品の使用方法について医師や看護師にトレーニングを行う中で、医師や看護師にジャイラス製

品の使用方法を教え込み、ジャイラス製品の良さを理解してもらうとともに、医師や看護師の要望を聞き、その要望に合わせた製品を製造したり、使用方法のトレーニングを実施したりするなどして、製品を販売するというノウハウである。ジャイラス(ACMI)では、このような営業ノウハウを「Procedure Oriented Business Model」と呼んで育ててきたが、オリンパスメディカルシステムズは、ジャイラスの買収を通じて、このような営業ノウハウを手に入れたのであり、それは医師や病院との密接な関係という重要な無形資産を手に入れることにもつながった。

③米国における材料部品調達ノウハウ

日本は使い捨て医療機器のほとんどを米国などからの輸入に頼っており、日本で使い捨て医療機器を製造しようとする、十分な材料部品を手に入れることができないため、製造できる医療機器の種類は限定されていた。オリンパスメディカルシステムズには、米国の材料部品メーカーとのネットワークがなかったため、材料部品を仕入れることは事実上困難な状況にあった。しかし、米国において材料部品メーカーとのネットワークを持っていたジャイラスを買収することにより、ジャイラスが持つ米国の数多くの材料部品メーカーのエンジニアとの関係や、材料部品の仕入れノウハウを得ることができ、米国の材料部品メーカーから、豊富な材料部品を仕入れることが可能になった。さらに、これまでは、材料部品についての選択肢が少なかったことから材料部品の価格も固定化されていたが、複数の仕入先を見つけることにより、安価に仕入れることも可能になった。

④米国における製造・開発拠点

オリンパスメディカルシステムズは、米国市場での売上を伸ばしていくにあたり、為替リスクを考えた場合、米国に製造・開発拠点を持つ必要があったが、もともと、消化器内視鏡事業の拠点は日本、外科事業の拠点はドイツという事業分野の棲み分けをしており、米国に拠点を置いていなかったため、米国において外科系医療機器の製造・開発を担う人材をゼロから育成することは、事実上困難であった。ジャイラスの買収前から、何度か米国に製造拠点を持とうと試みたが、いずれも失敗に終わっていたのである。それが、ジャイラスの買収によって、北米における外科系医療機器の製造拠点を4箇所確保することができた。

⑤融合によるシナジー効果

オリンパスメディカルシステムズとジャイラスとの融合により、オリンパスメディカルシステムズが持っていた、消化器内視鏡に代表されるハイビジョン技術を用いたイメージング装置(特に目で見て診断する技術)と、ジャイラスが持っていた、使い捨て電気メスに代表されるエネルギー関連処置装置(特に切開して治療する技術)

を融合した製品を、共通のプラットフォーム(医療機器を制御する装置)で使用できる製品の開発を進めることが可能となり、この製品は、近いうちに売り出される予定である。このような製品は、まさに、オリンパスメディカルシステムズとジャイラスの技術が融合した結果生み出されたシナジー効果といえる。

⑥その他のメリット

その他に、ジャイラスの買収によってオリンパスメディカルシステムズが得たメリットとしては、米国における外科事業の営業要員が大幅に増加したこと、米国における泌尿器科市場で、オリンパスメディカルシステムズが持っていなかった製品を取り扱えるようになったこと、全世界・米国における泌尿器内視鏡でマーケットシェアを拡大させて、業界 1 位になることが見込まれたこと、エネルギー製品市場で業界 3 位になること、使い捨て処置具まで製品のラインナップを広げることなどがある。

(イ) 得られなかったメリット

上記のとおり、ジャイラスの買収によりオリンパスメディカルシステムズが得たメリットは多数あるものの、予想に反して得られなかったメリットもあった。それは、研究開発(以下、「**R&D**」という)部門と製造部門の能力と、ジャイラスの手術器具の切開凝固器具の性能である。

第 1 に、ジャイラスの **R&D** 部門については、買収前に、ジャイラスの **CEO** が、事業統合とリストラを進めてしまったため、買収後には、技術者の大半が辞めてしまっていた結果、**R&D** 部門は脆弱となっており、特に期待していたエネルギー関連の **R&D** はメンバーすらいなかった。

また、製造部門についても、ジャイラスの買収後には、北米にあるジャイラスの 4 つの工場において、期待していたようには高品質の製品をコンスタントに製造し続ける能力、及び新製品を迅速に立ち上げる能力が低いことが判明した。

第 2 に、手術器具の切開凝固器具の性能が低いことが分かった。つまり、ジャイラスの買収当時、外科手術の世界では、人体を切開しつつ、切開した部分から流れ出る血液を凝固させることができる器具が脚光を浴びており、医療現場からのニーズも高かった。ジャイラスは、**Plasma Seal** や **Plasma Trisector** といった切開と凝固の両者の機能を持つ製品を大々的に販売する予定であり、これらの製品は、切開性能と凝固性能の双方が他社製品に比べて高く、最高品質の製品であると買収時に説明を受けていた。そのため、オリンパスメディカルシステムズは、ジャイラスの切開凝固機能を持つ製品に期待を寄せていたが、ジャイラスを買収した後、製品の性能に問題があり、市場導入が 1 年以上遅れた上、その製品の性能が、期待とは異

なって、切開性能も凝固性能も他社製品を超えるものではなく、この製品では、すぐには外科分野における大幅な市場拡大は見込めないことが判明したのである。

(ウ) オリンパスが得たシナジー効果

このように、オリンパスメディカルシステムズから見れば、ジャイラスの商品を使ったエネルギービジネスの拡大等に関して当初の期待とは若干異なった部分があったものの、北米における販売ネットワークの獲得など、ジャイラスの買収によって得られるメリットは相当大きなものであったことから、オリンパスとしては、ジャイラスの買収は、消化器内視鏡事業からの脱却という観点、今後期待されるシナジー効果の大きさからしても十分に意味のある買収であった。

こうしてジャイラスを買収した結果、オリンパスメディカルシステムズは、ヨーロッパ、米国、日本・アジアの3地域において、高付加価値製品と安価製品(主として使い捨て医療用機器)の両方を扱うという意味で、3極2層構造が確立されることとなった。

現在のところ、売上高などに顕著なシナジー効果が表れているわけではないが、上記のような買収によるメリットがもたらすシナジー効果は、まもなく目に見える形で表れてくることが予想される。オリンパスメディカルシステムズは、ジャイラスを買収したことにより、好調な消化器内視鏡事業に加え、グローバルな外科事業の強化をすることができたことから、オリンパスメディカルシステムズが展開する医療事業について、オリンパスグループとして143期(2011年3月期)から152期(2020年3月期)までに、事業規模を約3倍の1兆円程度にすることを目標とし、このような目標の中でも、外科事業の事業規模が3倍以上伸びると計算している。

(4) 小括

このように、オリンパスによるジャイラスの買収は、オリンパスグループの中核事業である医療分野の中でも、将来性の望める外科事業を伸ばす要因となるものであり、その結果、オリンパスグループ全体の事業拡大、売上高の増大につながるといえる。したがって、オリンパスによるジャイラスの買収は、オリンパスの事業計画に沿った企業買収であったと評価できる。

2 オリンパスが会計監査人をあずさ監査法人から新日本監査法人に交代させた理由

オリンパスがあずさ監査法人と交代させる監査法人を選択するについては、オリンパスがグローバル企業であることから、選択先としては大手監査法人しか考えられないと

認識していた。その一方で、オリンパスは、他の大手監査法人については当時不祥事に巻き込まれていたという認識であったことなどがあり、当初から選択先としては新日本監査法人のみを考えていた。仮に新日本監査法人から断られた場合には、あずさ監査法人との関係を継続する一方で、担当者の変更を求める以外にはないと考えていた。

3 新日本監査法人がオリンパスから会計監査人就任を依頼された状況

(1) オリンパスからのファーストコンタクト

オリンパスの菊川社長は、2009年4月ころ、あずさ監査法人とのやり取りの結果、あずさ監査法人との間の信頼関係を維持することは無理だと判断した。そこで、オリンパスは、2009年5月7日に、初めて、新日本監査法人に対して、会計監査人就任を打診した。

オリンパスの野村証券株式会社(以下、「野村証券」という)出身の役職者の一人は、同じ野村証券出身者で、新日本監査法人の元顧問の一人と顔見知りであったため、2009年5月7日の会計監査人就任の打診は、この元顧問に対してなされた。

オリンパスからの会計監査人就任の打診を受けて、新日本監査法人は、翌8日に、新日本監査法人において、オリンパスと初めて面会した。このときオリンパスは、新日本監査法人に対し、あずさ監査法人から新日本監査法人に会計監査人を変更する理由について、あずさ監査法人から、2008年3月期に国内三社の株式取得に関して計上した「のれん」を、2009年3月期の決算直前になって減損するように強く求められたことや、ジャイラスの買収時に支払ったFA報酬が高すぎると指摘されたことなどを説明した上で、あずさ監査法人との間の信頼関係が失われたことを説明した。

ただし、このときにオリンパスは、当然のことながら、新日本監査法人に対して、一連の損失隠しに関する事実を一切説明しなかった。

これらの説明を受けた新日本監査法人は、会計監査人を引き受けるためには、契約審査を経ること、オリンパス社長と面談をすることが必要であると説明した。なお、後述するように、5月14日に開催された契約審査会では、2009年3月期についてあずさ監査法人から無限定適正意見が出ること、新日本監査法人があずさ監査法人からヒアリングすることも必須であることが契約の条件とされたため、このことは契約審査後、オリンパスに通告した。

(2) 2009年5月12日のオリンパスとの面談

新日本監査法人は、2009年5月12日に、オリンパスを訪問し、菊川社長他、役職者と面談した。

この日の面談では、新日本監査法人がプレゼンテーションを行った後、主として菊川社長が、会計監査人をあずさ監査法人から新日本監査法人に変更する経緯について説明した。

このとき、新日本監査法人がオリンパスから説明を受けた内容は、下記の通りであった。

オリンパスは、2008年2月に、英国の上場企業ジャイラスを買収した。
このM&Aについて、米国のコンサルティング会社を活用し、FA報酬を支払った。
最初の2社では買収が成功せず、3社目でジャイラスの買収に成功した。
オリンパスでは、このときの「のれん」を、海外子会社に分割計上し、FA報酬も「のれん」の一部を構成するとして、計上した。

2009年度の第3四半期までは、あずさ監査法人から何の指摘もなかったが、2009年度監査に至り、米国のKPMG（あずさ監査法人もメンバーファームとなっている国際会計事務所。以下、「KPMG」という。）から、FA報酬が高額すぎると指摘され、これを受けたあずさ監査法人の指導のもと、2009年3月期において、前期損益修正として155億円の特別損失を計上した。

このとき、あずさ監査法人から、FA報酬に違法性がないかについて第三者による報告書の提出が要請され、監査報告日（2009年5月20日）までに提出することになった。

また、国内三社についても、あずさ監査法人の指導のもと、2009年3月期において、「のれん」償却額を計上し、他の子会社分とあわせ、762億円の特別損失を連結損益計算書に計上した。

オリンパスの経営陣は十分かつ適正に審議・検討し、適正な取引価格と認めた金額でM&Aを実行することを決めたと説明したが、あずさ監査法人が、なかなか納得しなかったことにより信頼関係が失われたので、会計監査人の交代を決断した。

以上のあずさ監査法人に関するオリンパス菊川社長の説明は、2009年5月8日に新日本監査法人が聞いた内容とほぼ同様であった。

4 新日本監査法人内部におけるオリンパスの会計監査業務受嘱に関する検討

(1) 契約審査依頼書の作成とクライアントの基本調査

5月8日のオリンパスとの面談後、監査人交代に関する検討や手続が進められ、業務執行社員予定者が契約審査承認依頼書を作成することになった。5月14日に契約審査会を開催することになったので、契約審査承認依頼書の作成と並行して必要な調査を担当部

署に依頼し、調査機関（帝国データバンク）による事業継続能力にかかる財務調査が実施された。

(2) 契約審査会での議論と結論

業務執行社員予定者と契約審査責任者とのコンタクトは5月11日であったが、そのときには、契約審査手続に必要な書類等について話をし、契約審査責任者は、業務執行社員予定者に対し、急ぎであっても、監査人交代に伴うガイドラインにしたがった手続を完了させるように伝えた。

オリンパスについての契約審査会は5月14日に開催された。内規により、審査会には最低4人が出席しなければならないが、この審査会には、審査側5名、申請側4名の合計9人が出席した。審査会では、特に交代時期と、ジャイラス社の買収に伴い発生した「のれん」とその減損についての質疑が行われた。3月決算会社の任期満了に基づく監査人の交代を、5月になって依頼されることは、新日本監査法人にとって、初めてではないが、異例なことである。また、オリンパスとあずさ監査法人との間の信頼関係が失われた事情についての説明もあり、「のれん」の減損処理についてあずさ監査法人と揉めていること、その他の事情により、長年にわたる信頼関係が失われたと理解したものの、適正意見が出されれば、オリンパスとあずさ監査法人との間の諸問題は全て解決出来るかと判断した。

結論として、契約審査会では、(a) あずさ監査法人から無限定適正意見が出ること、(b) あずさ監査法人からその見解を確認することの2つを条件として承認した。監査契約承認依頼書の押印者は、審査側は、品質管理本部長、申請側は監査部門長で、日付は「平成21年5月14日」である。

契約審査会が付した2条件は、特別の条件であり、新日本監査法人としては、2条件がクリアされた後にしか監査契約を締結できないと理解していた。

5 あずさ監査法人から新日本監査法人への業務引継ぎの状況

(1) あずさ監査法人による無限定適正意見の表明

2009年5月20日、あずさ監査法人は、2009年3月期(第141期)のオリンパスの連結財務諸表に対し無限定適正意見を出したことが、オリンパスから新日本監査法人に伝えられた。

(2) 2009年6月11日に行われた引継ぎについて

新日本監査法人とあずさ監査法人は、2009年6月11日(木)16時～17時30分に、あずさ監査法人において監査基準委員会報告書第33号第13項に基づく質問による引継ぎを行った。

ア あずさ監査法人の交代理由について

この引継ぎでは、冒頭、あずさ監査法人が新日本監査法人に対し、会計監査人交代の理由を尋ねてきた。新日本監査法人は、オリンパスからの説明は、2009年3月期に2つの会計的問題に関するやり取りの中で、あずさ監査法人との信頼関係が失われたからであるということであったと言及したところ、あずさ監査法人は、交代理由についてはオリンパスから一切聞かされていないと述べたものの、新日本監査法人の説明に納得している様子であり、それ以上に、交代理由に関して新日本監査法人に質問することはなかった。

イ 監査基準委員会報告書第33号第13項に基づく質問

その後、新日本監査法人は、監査基準委員会報告書第33号第13項に記載されている項目を一つずつ質問し、これに対してあずさ監査法人が回答する方法で引継ぎを行った。

当委員会の調査によると、そのやり取りは以下の通りであった。

「経営者の誠実性に疑義があるか」という質問に対するあずさ監査法人の回答は、「2つの疑念を指摘したものの解決した。会社の処理を妥当と認めて適正意見を出した。したがって誠実性に疑義はないと考えている。」というものであった。

「監査人の交代事由に関する前任監査人の見解」についての質問に対するあずさ監査法人の回答は、「21年5月25日の適時開示に記載の通り、特段の意見はない。」というものであった。

「経営者による不正若しくは従業員による重要な不正が存在している、又は、兆候があるか否か」という質問に対するあずさ監査法人の回答は、「オリンパスの子会社である Olympus Corporation of the Americas Inc. (以下、「OCA」という)の監査中、ジャイラス買収に関する FA 報酬について KPMG 側が問題提起をしたため、OCA 単体では監査意見が出なかった。他方で、あずさ監査法人は、OCA についても連結決算に組み込んで監査意見を出す必要があったので、弁護士意見及び監査役会見解を入手し、結果的には無限定適正意見を付した監査報告書を提出した。」というものであった。

「重要な違法行為が存在している、又は存在している可能性が高いか否か」とい

う質問に対するあずさ監査法人の回答は、「特にないと考えている。」というものであった。

「財務報告に係る内部統制に重大な欠陥があるか否か」という質問に対するあずさ監査法人の回答は、「ないと考えている。」というものであった。

「監査意見に重要な影響を及ぼす可能性のある、財務諸表における重要な虚偽の表示に関わる情報又は状況を把握していないか」という質問に対するあずさ監査法人の回答は、「特にない。」というものであった。

なお、この日のやり取りにつき、責任調査委員会報告書では、「経営者の誠実性について疑義があるか。」の問いに対して「途中段階では一般的とは言えない取引があった。内容は多額の損失を計上した投資の経緯や評価と、多額の前期損益修正損を計上した企業結合がらみの取引である。これらについて、合理的な懐疑心をもって監査にあたり、検討段階では会社と意見の相違はあったが、最終的には会社自ら正しいと考える会計処理をし、会社の処理を妥当と認めたので、疑義はないと考えている。」という回答があったこと、「経営者から特定の報告内容を要請されるなど意見表明における独立性を脅かす圧力があるか否か。」の問いに対して「特にないと考えている。」、「被監査会社に都合の良い監査意見を求められている兆候があるか否か。」の問いに対して「会計処理についての意見交換程度はあったが、そのような傾向はなかったと考える。」、「会計処理、表示および監査手続に関して被監査会社との間に重要な意見の相違があるか否か。」の問いに対して「現時点ではないと考える。」、「重要な訴訟事件に関わっている、又は関わっている可能性が高いか否か。」の問いに対して「特にないと考えている。」、「監査の実施に必要な資料が提供されないなど、監査業務への協力が得られない可能性が高いか否か。」の問いに対して「ないと考えるが、資料の入手に時間を要する場合がある。」との回答があったことが記載されている。

結局のところこの日の引継ぎにおいては、新日本監査法人が、監査基準委員会報告書第 33 号第 13 項に列挙されている質問項目に基づいて 1 問ずつ質問を發し、あずさ監査法人がこれに回答するという方法で行われたが、あずさ監査法人から、オリンパスの会計処理上、後任監査人に引き継ぐべき特異な事項は何も告げられなかった。

ウ 金融商品取引法第 193 条の 3

また、本調査では、あずさ監査法人が、オリンパスに対して、金融商品取引法第 193 条の 3 の発動について言及したという事実が存在したのかどうか確認が取れていない上、本調査では、あずさ監査法人に協力を求めなかったため、あずさ監査法人が、本当に金融商品取引法第 193 条の 3 の発動について言及したことがあったのか、仮にあったとして、なぜ、そのことを 2009 年 6 月 11 日の引継ぎの際に、新日本監査法人に

伝えなかったのかという点について、直接あずさ監査法人に確認していない。

責任調査委員会報告書では、「あずさ監査法人は、4月10日に、オリンパスに対し、国内3社(注：当委員会報告書中の「国内三社」)の買収価格およびジャイラス買収に係るFA報酬が極めて高額であることについて依然問題があると認識していること、にもかかわらず経営陣が適切な減損処理を行おうとしないため、経済合理性の観点から納得のいく調整がつかなければ会計監査人を降りる可能性があること、財務諸表がクリアになっても意見不表明の可能性のあること、場合によっては金融商品取引法第193条の3に基づき、監査役に対して是正措置を求め、内閣総理大臣にその旨を申し出なければならないこともありうることを告げるとともに、監査役に対して文書として質問書を提出することを告知した。あずさ監査法人は4月23日、監査役会に対し、コミュニケーションレターを交付して適切な業務監査権限の行使を促し、5月7日には約155億円を費用処理する意向を確認する一方でコミュニケーションレターに関し、第三者委員会の設置を要請した。設置された2009年委員会(注：当委員会報告書中の「松本委員会」)は、不十分な調査であることを前提に、国内3社の株式取得およびジャイラス買収に係るFA報酬の支払いのいずれについても違法もしくは不正または取締役の善管注意義務違反があったとまで評価できるほどの事情は確認できなかった旨の報告書を監査役会に提出した。監査役会も同日付で取締役の善管注意義務違反および手続的瑕疵は認められないとの報告書をあずさ監査法人に提出した。5月18日に説明を受けたあずさ監査法人は、2009年委員会委員および監査役と面談し、株式譲渡人の属性などの認識を確認し、報告書を変更する必要があるかどうかの検討を促した。しかし、結局オリンパスは、国内につき557億円の「のれん」の一括減損処理と、ジャイラスFA報酬のうち155億円の減損処理を行うこととなったため、財務諸表の適正性の確保に重大な影響を及ぼす可能性は大幅に減少した。また、あずさ監査法人は、「監査意見を表明できない理由を立証できず、合理的な根拠を示すことができないにもかかわらず監査意見を表明しないことは正当化されず、会社・株主から訴訟が提起されるリスクがあることは否定できない」旨、および「金商法193条の3の義務はないとの見解を外部の弁護士から得て、193条の3は発動しなかった。」旨述べている。

エ 配当優先株買取決議の取消要求

また、あずさ監査法人が、オリンパスに対して、ジャイラスの配当優先株の買取承認決議の取消しを要請したという事実が存在したのかどうか確認が取れていない上、本調査では、あずさ監査法人に対して協力を求めなかったため、あずさ監査法人にその旨を直接確認はしていないが、責任調査委員会報告書では、あずさ監査法人からのヒアリングを行ったことを明らかにした上、「2000億円の買収に600億円の手数料を支払うのは社会的に通らないし問題があること、優先株を時価評価して300億円もの

特別損失を計上すれば会計上だけでなく取引そのものが問題となり、他の監査法人が引継ぎを了承しない可能性があること、引き継いだとしても決算の修正を要求されることが想定されることを説明し、オリンパスに対して、優先株の買取りを白紙に戻すこと、ジャイラスの減資、優先株の配当停止の継続、および配当条件の引下げ交渉の検討を取締役会で決議するよう提案した。」と述べている。

6 契約締結とその後

新日本監査法人は、2009年6月12日にオリンパスとの間で監査及び四半期レビュー契約書を締結し、2009年6月26日、オリンパスの会計監査人に就任した。

(1) 契約締結に至る期間

この監査契約は、オリンパス側関係者と新日本監査法人側関係者が初めて顔を合わせたのが5月8日であり、同月12日のオリンパス本社での両者間の面談・ヒアリング等を経て同月14日には新日本監査法人の監査契約審査会において本件監査契約が承認され、6月11日の新日本監査法人とあずさ監査法人間の引継ぎの翌日の同月12日には同契約が締結されており、その期間は約1か月間である。一般的に、3月決算会社の場合、申し出は3月頃が多く、契約締結まで3ヶ月程度であることが多いが、本件がこのような短期間でなされたのには、監査法人の交代を希望するオリンパス側の都合があった。

すなわち、会計監査人の交代は、6月26日に予定されている定時株主総会の付議事項であって、同付議のためには5月中の取締役会で決議を行う必要があった。そのため、オリンパスから新日本監査法人に対して、同日程に間に合うよう、監査契約締結のための手続を速やかに行うことを強く要望したのである。

(2) 監査契約にかかる監査報酬の額

オリンパスの子会社を含めた2010年3月期についての新日本監査法人の監査報酬の額は、2億2500万円である。2009年3月期についてのあずさ監査法人の監査報酬の額は、4億700万円であったが、これはオリンパスの事業再編に伴い要求される、米国SECへの提出書類に含まれる財務諸表監査に係る報酬が含まれている。また、米国子会社への往査等を含む特別の監査手続に要した特別報酬も加算されている。これらの特別報酬を差し引いた通常報酬の金額は、新日本監査法人の監査報酬と同水準である。

(3) 2009年7月6日～7日に行われた監査調書の閲覧

新日本監査法人とあずさ監査法人は、2009年7月6日～7日にかけて、監査調書の閲覧による引継ぎの手續を実施した。両日とも、午前9時30分ころから午後6時ころまで実施された。

監査調書を閲覧する目的は、新日本監査法人が、オリンパスの期首残高、すなわち2009年3月末における残高を検証することであり、同時に、新日本監査法人が、どこに監査の重要なポイントがあるのか、どこにリスクがあるのか、会社の会計処理はどうなっているのかという点を確認することであった。新日本監査法人は、監査調書の閲覧に先立ち、あずさ監査法人に対し、質問事項を送り、書面での回答を求めたが、あずさ監査法人は、口頭での回答のみに応じた。

この監査調書閲覧の手續において、新日本監査法人は、あずさ監査法人より、オリンパスの会計処理の方法等について丁寧な説明を受けた。他方で、引当金の見積りの評価、監査意見に関する事項など、監査の判断過程に関する事項について、あずさ監査法人は、説明を拒否した。これは、監査基準委員会報告書第33条第16項で、監査調書閲覧の手續において、前任監査人は、「財務諸表全体に対する最終的な意見形成の判断過程」に関する部分は、後任監査人に説明しなくてもよいとされていることを理由とするものであり、新日本監査法人としては、このようなあずさ監査法人の対応は、特段問題のあるものではなく、やむを得ないと考えたとのことである。

新日本監査法人は、あずさ監査法人から、オリンパスから監査概要報告書を受領して検討することを許可されたので、後日、オリンパスから監査概要報告書を受領した。

以上のような監査調書閲覧の結果、新日本監査法人は、オリンパスとの監査契約を遂行する上で障害となる点を見つけることはなく、監査の実施に有用な情報を入手できた上、期首残高の検証についても十分かつ適切な監査証拠を入手することができたと判断した。

7 ジャイラス配当優先株買取りの「のれん」計上に関する問題

(1) 新日本監査法人とオリンパスとのやりとり

オリンパスの会計監査人に就任した新日本監査法人は、2009年6月30日に、オリンパスからジャイラスの買収について説明を受けた。

新日本監査法人は、オリンパスには「のれん」が多く、特にジャイラスの「のれん」が大きいことを把握していたので、2010年3月期の期首残高の検証にあたり、オリンパスに対してジャイラスの買収の経緯や、それに関連する会計処理を確認した。オリンパスからは、伸び悩んでいる外科事業を成長させるためには既存事業を買収することが不可欠であり、FAの助けを借りてジャイラスを2000億円で買収することとした経緯と、現在世界1位のシェアを誇る消化器系内視鏡事業は50年以上をかけて育成してきたこともあ

り、外科事業は投資計画として 20 年で回収する予定とし、買収後に Purchase Price Allocation を実施したところ、商標権や顧客名簿などの無形資産が約 600 億円であったため、「のれん」が 1400 億円となり、償却期間は 20 年としたことの説明を受けた。

この説明を受けて、新日本監査法人は、買収の経緯を理解するとともに、あずさ監査法人が会計監査人だったときから「のれん」の償却期間が 20 年とされており、既に「のれん」の償却が始まっていたこと、大型案件であることなどを考慮し、ジャイラスの買収によって生じた「のれん」の償却期間を 20 年とするあずさ監査法人の見解を引き継ぐこととした。

この打ち合わせの時点では、新日本監査法人は、配当優先株の買取りについては把握していなかった。新日本監査法人が配当優先株の買取りについて知ったのは、7月6日、7日のあずさ監査法人での調書閲覧の際に許可を得た後、オリンパスからあずさ監査法人の「監査概要報告書」を入手した7月中旬時点であった。しかしながら、すでにオリンパス取締役会による買収承認決議が取り消されていたので、アグザムとの交渉が難航していることが推測され、買取りが実行されるまでには時間がかかると理解していた。

2009年12月末ころになって、オリンパスから、アグザムとの間のジャイラスの配当優先株の買取りが具体化しつつあることを聞いた新日本監査法人は、その検討のために、オリンパスと10回以上の打ち合わせを行い、①ジャイラスの配当優先株には配当義務があるので、イギリスの会計基準では負債に計上されることとなるが、配当義務が消滅すれば、資本に計上することができるのではないかと(負債から資本への振替え)、②(資本への振替えを行わなかったとしても)配当優先株は外形的には資本であるため、オリンパスが配当優先株の買取りを行う場合には、日本の会計基準に従い、配当優先株の買取価格と簿価との差額を資産(「のれん」)として計上できるのではないかの2点について検討を行った。

(2) 新日本監査法人内部での検討及び審査状況

2010年3月期の決算において、オリンパスから、ジャイラスの配当優先株について、負債から資本に振り替えることの是非についての判断を求められたため、2010年3月11日、新日本監査法人内部での監査意見審査を実施した。

審査では、ジャイラスは、イギリスの会計基準にしたがって配当優先株を負債に計上していたが、イギリスの会計基準では時価で計上すべきところ、時価ではなく簿価で計上されており、依拠すべき会計基準に一貫性がないこと、配当優先株は、日本の会計基準に従えば資本であり、簿価で計上していることからすると、あずさ監査法人も実質は資本と見ていると思われることから、2010年3月期は、負債に計上されている配当優先株を資本に振り替えるべきなのではないかが検討された。その結果、新日本監査法人の判断は下記のとおりであった。

イギリスの会計基準においては、配当優先株は、優先配当義務がある場合は負債に計上されるが、義務がなくなれば資本となることから、アグザムとの間で優先配当義務を消滅させることについて同意に至れば、イギリスの会計基準においても、配当優先株を資本に振り替えることが可能ではないか。英国の提携事務所では、国際財務報告基準(IFRS)に規定はないが、負債に分類していた金融商品が契約変更により性質変更した場合は、負債を資本に振り替えること(再分類)を認める立場を採っている。また、日本の会計基準では、配当優先株は、もともと資本(少数株主持分)とされているので、イギリスの会計基準に基づいて負債に分類されていた配当優先株を資本に振り替えることは、日本の会計基準上も合理性がある。

この判断に基づき、オリンパスがアグザムとの間で優先配当義務を消滅させることについて同意に至ることを前提に、ジャイラスの財務諸表上、「長期借入金」として表示されている配当優先株について資本に振り替え、オリンパスの財務諸表上は「少数株主持分」と表示することとなった。

また、新日本監査法人は、上記の問題とは別に、オリンパスがアグザムからジャイラスの配当優先株を買い取る際に、買取価格と簿価との差額を「のれん」として計上すること、その償却期間を20年とすることの合理性について検討し、2010年3月18日、新日本監査法人内部での監査意見審査を受けた。

前記のとおり、「のれん」を20年で償却することについてはあずさ監査法人の見解を引き継ぐこととしたが、オリンパスは、2008年3月期に計上した国内三社の買収にかかる「のれん」を、あずさ監査法人からの指摘を受けて、2009年3月期に減損処理していた。翌期に減損されるということは、事後的に、「のれん」としての事業価値を見誤っていたことを認めざるを得なかったということであるため、そのようなことが、再度、ジャイラスの配当優先株の買取りの際に発生しないようにする必要がありと考え、新日本監査法人は、オリンパスに対して、取得した配当優先株から生ずる「のれん」の資産性を確認するとともに、その後の減損テストを実施し、ジャイラスの配当優先株の買取価格と簿価との差額を全額「のれん」に計上するだけの事業価値がジャイラスにあるかどうかを確認するよう指示した。

これを受けて、オリンパスは「のれん」の資産性のテストを行い、新日本監査法人に対してはその検討資料を提示したうえで、配当優先株の買取りはオリンパスが次期中期計画を適切に実行するために必要であり、アグザムから配当優先株を6億2000万ドル(558億円)で買取ると、ジャイラス買収に係る「のれん」の金額は398億円増加するが、オリンパスが認識する外科事業の価値と簿価の差額の範囲内に納まる投資になるので「のれん」としての価値は認められると説明した。

新日本監査法人は、オリンパスの検討資料の妥当性を検証したうえで、ジャイラスの企業価値は配当優先株の買取価格6億2000万ドル(558億円)を含めた総投資額を上回っており、また、当該配当優先株は英国会計基準上負債として時価評価されたとしても、

日本の会計基準上、実質は資本として払込価額である1億7700万ドルで計上すべきであることから、ジャイラスの配当優先株の買取りについては買取価格（時価）と簿価（払込価額）の差額を全額「のれん」として計上することを認めた。

(3) オリンパスによるジャイラス配当優先株の買取りの実行

2010年3月19日、オリンパス取締役会において、アグザムから配当優先株を6億2000万ドルで買い取ることにについて、買取承認決議が行われた。

上記取締役会の承認を経て、同月22日、オリンパスは、アグザム、Olympus Finance UK Ltd.との間で、配当優先株買取契約を締結し、同月25日にアグザムへの送金が完了した。

オリンパスにおいては、配当優先株の買取りは、ジャイラス買収取引に関連するFA報酬とは全く別の資本取引として会計処理が行われ、配当優先株の対価579億円(6億2000万ドル)と簿価165億円(1億7700万ドル)の差額414億円のうち、412億円が「のれん」として、2億円が為替換算調整勘定として計上された。

第4章 調査結果に基づく新日本監査法人の法的責任に関する検討

第1 判断の前提となる法令・基準・規範

会計監査人たる新日本監査法人の責任の法的根拠は、会社との関係では、会社法第423条第1項の任務懈怠責任や、民法第415条の被監査会社との監査契約上の注意義務違反による債務不履行責任であり、第三者との関係では、会社法第429条の損害賠償責任や、民法第709条の不法行為責任であるが、本件のように経営陣の不正を看過して無限定適正意見を表明した過失責任を問う場合においては、いずれも、会計監査人の注意義務違反の有無が問題となる。そこで、前提として、会計監査人が監査証明業務において負う注意義務の具体的内容が何か問題となる。

監査法人等が法律に基づき監査を実施するにあたって根拠となる法規範として、金融商品取引法第193条の2、会社法第436条第2項第1号があるが、いずれにせよ会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなくてはならず（会社法337条第1項）、監査法人は日本公認会計士協会に登録しなくてはならない（公認会計士法第46条の2）ことから、協会の会則を守る義務を負っている（同法第46条の3）。会則第41条には、職責の基準として「会員及び準会員は、公認会計士業務の改善進歩と監査業務の正常な発展を図り、常に関係法令及び職業的専門家としての基準等を遵守し、かつ、職業倫理の昂揚に努めるとともに、独立した立場において公正かつ誠実に職責を果たさなければならない」と規定されており、「基準等」には企業会計審議会監査基準のほか、日本公認会計士協会監査基準委員会報告書等も含まれると考えられる。そして、監査基準委員会報告書第24

号「監査報告」第6項には、「監査人は適用される法令があれば、それらを遵守した上で監査の基準に準拠して監査を実施しなくてはならない。監査の基準には、監査の実施時に適用される監査基準、日本公認会計士協会の指針及び一般に認められる監査実務慣行を含んでいる。」とある。

すなわち、会計監査人が負う法的義務は、善良なる管理者の注意義務（善管注意義務）をもって監査基準、日本公認会計士協会の指針、監査実務慣行等に基づき必要とされる監査手続を具体的に実施することである。この必要とされる監査手続とは、監査基準・一般基準の適格性基準に適合した職業監査人を前提として、会計監査人がその能力と実務経験に基づき十分な監査証拠を入手するために正当な注意をもって必要と判断して実施する手続をいうものである。

そして平成3年の監査基準・準則の改訂によりリスク・アプローチが導入されており、財務諸表上虚偽の表示の可能性が高い事項に対して重点的に監査の人員や時間を充てることによって、効果的で効率的な監査を実施すべきであるといえる。リスク・アプローチに従い、個別の被監査会社の状況に応じて、監査計画を策定し、画一的なものではない多様な監査証拠を入手し、監査要点に応じて必要かつ十分と考えられる監査手続を実施することが、会計監査人に課せられた善管注意義務であると解される。

そもそも会計監査人の職務は、会社の財務諸表が適法かつ適正に作成されているか否かについて意見を表明することであり、不正行為の発見を直接の目的とするものではない（金融商品取引法第193条の2、会社法第396条）。しかし、適正性に関する意見表明の重要性に鑑みれば、財務諸表の適正性に著しい影響を及ぼすおそれのある不正または誤謬がないかどうかを確認する必要がある。会計監査人としては、監査を行う上でのリスクを正確に把握し、財務諸表に不自然な兆候が表れた場合には、リスクの評価に反映させたいより慎重な監査を行うべきといえるのである。

以上を踏まえ、本件においては、新日本監査法人としてオリンパスの不正を認識しえたのではないかとオリンパス報告書で指摘されている、監査業務の受嘱および引継ぎに関して、ジャイラスの配当優先株買取りの「のれん」計上について、それぞれ問題があったか否かという観点から、その後に無限定適正意見を表明したことに善管注意義務違反があったといえるかを以下検討する。

第2 新日本監査法人の法的責任の有無

1 監査業務の受嘱及び引継ぎに関して善管注意義務違反があったといえるか

第3章において記載したとおり、新日本監査法人によるオリンパスの監査業務の受嘱においては、2009年5月8日のファーストコンタクト、5月12日の面談をもとに、オリンパスの基本調査を行うとともに、社内手続のための書類が作成された。そして、新日本監査法人内の規定に従って開催された契約審査会において、ジャイラスの買収に伴

い発生した「のれん」とその減損について特に関心をもったうえで審査が行われ、その結果、あずさ監査法人から無限定適正意見が出ることと、あずさ監査法人からその見解を確認することの2点が条件とされることとなった。

オリンパスが、このファーストコンタクトおよび面談の際、新日本監査法人に対して、一連の損失隠しに関する事実を一切説明していないこと、新日本監査法人としては受けとった情報および基本調査で得た情報に基づいてリスクとして注意すべき点を認識したうえで、あらかじめ規定された手続に則って審査を行っており、審査の過程においても十分に議論がなされていることから、新日本監査法人として、オリンパスの監査を受嘱する判断の過程に関して善管注意義務違反があったとはいえない。

その後、あずさ監査法人から第141期の無限定適正意見が表明され、新日本監査法人は、あずさ監査法人からの引継ぎの手続を行った。6月11日の引継ぎにおいては、新日本監査法人から、監査基準委員会報告書第33号第13項に列挙されている質問項目に基づく質問が行われ、あずさ監査法人がこれに回答する形で行われたが、その内容は、当委員会の調査結果及び、あずさ監査法人も聴取に応じている監査役等責任調査委員会の調査結果から見て、所定の質問・回答は行われており、法令・規則上の手続としては適正になされていると認められ、この点において善管注意義務違反があったとはいえない。

また、この引継ぎにおいてあずさ監査法人から提供された情報は、新日本監査法人として、オリンパスの会計処理に不正があることに気付くべき事情があったとは認められず、責任調査委員会報告書でも認定しているように、新日本監査法人側からの「重大な違法行為が存在している、又は存在している可能性が高いか否か。」「財務報告に係る内部統制に重大な欠陥があるか否か。」「現時点で、監査意見に重要な影響を及ぼす可能性のある、財務諸表における重要な虚偽の表示に関わる情報又は状況を把握しているか否か。」等の質問に対して、あずさ監査法人側はいずれも「(特に)ないと考えている。」と回答していることからすると、更に質問を行っても、それ以上の回答が得られるとは考えにくい。したがって、この引継ぎの手続に関しても、新日本監査法人に善管注意義務違反があったとはいえない。

なお、契約締結に至るまでの期間については、一般的な場合が3ヶ月程度であることと比較すると、本件では約1ヶ月であり、短かったといえるが、これは専ら、交代の提案があってからオリンパスの株主総会までの社内手続に要する期間が短かったためであり、新日本監査法人が、オリンパスのそのような事情を考慮して手際よく新日本監査法人内の審査等の手続を進めたためであり、上記の通りその審査の内容は適切であったといえる。

また、監査報酬の額について、一部マスコミではローボーリング(安値受注)ではないかとの報道もなされたが、調査結果のとおり、米国関連の特別報酬を除いた通常報酬としては、あずさ監査法人の報酬額に比べて、新日本監査法人の報酬額はやや低いものの、近い金額であるといえ、その差額については、2010年3月期については、2009年3

月期に比して J - SOX 対応が落ちていたことや、あずさ監査法人の監査日数よりも新日本監査法人の監査日数のほうが少ないことを考慮すれば、合理的な差額であるといえる。

したがって、これらの点について、新日本監査法人が、オリンパスの不正を認識した上で、あるいは、それを認識すべき事情の下で、あえて監査を受嘱したことを推認させる事情は認められない。

2 ジャイラス配当優先株買取りの「のれん」計上に関して善管注意義務違反があったといえるか

新日本監査法人が、ジャイラス配当優先株買取りの「のれん」計上を認めたことを評価するにあたり、まず問題となるのは、ジャイラスの買収およびそれに関連する取引を新日本監査法人がどのように認識していたのかという点である。

第 1 章第 4 の 1 (2) で述べたとおり、オリンパス報告書には、新日本監査法人は、配当優先株が FA 報酬の一部として付与された株式オプションと等価交換されたものと認識したことが前提となる意見が記され、また、責任調査委員会報告書でも、FA に対して多額の支払いが為されること自体は認識可能であるとされている。

しかし、果たしてそのような認識があったのか、あるいは認識すべきであったといえるであろうか。

(1) 配当優先株の買取りが FA 報酬であるとの認識の有無

新日本監査法人は、あずさ監査法人が作成した 2009 年 3 月期の監査概要報告書をオリンパスから受領しており、これには、オリンパスが、「FA 報酬の一部として」、アグザムに対してジャイラスの配当優先株を発行した旨の記載がある。しかし、新日本監査法人は、ジャイラスの配当優先株が FA 報酬として発行されていたとしても、オリンパスによるジャイラスの配当優先株の買取りは、FA 報酬の支払いの一環ではなく、あくまでも独立した資本取引であると認識していたと主張しており、その主張は一貫して矛盾はない。

新日本監査法人は、オリンパスの会計監査人に就任し、2010 年 3 月期の会計処理をする中で、オリンパスがアグザムからジャイラスの配当優先株を買い取る取引についての会計処理の検討を行っている。このときオリンパスは、新日本監査法人に対し、ジャイラスの配当優先株の買取りは、オリンパスの事業戦略に基づくものであり、ジャイラスの配当優先株を他社に持たれては困るといった事情を説明した。この説明においてオリンパスは、配当優先株の買取が、FA 報酬から派生している問題ではなく、オリンパスによる配当優先株の取得という独立した資本取引であることを前提として説明している。

この説明に不自然・不審な点はないため、新日本監査法人がオリンパスの説明のとおり、配当優先株の取得が純粋な資本取引であると判断したことには合理性がある。

そして、新日本監査法人は、アグザムから買取りか第三者への譲渡を認めるかの選択を迫られ、買取りをすることとした旨の説明をオリンパスから受けている。仮に、アグザムが、ジャイラスの配当優先株を第三者に転売するのであれば、その代金は第三者からアグザムに支払われることになるのであるから、FA報酬の性質を持つことはあり得ない。

したがって、上記説明を受けた新日本監査法人が、オリンパスによるジャイラスの配当優先株の買取りは独立した資本取引であると認識するのは自然であった。

以上より、新日本監査法人は、オリンパスによるジャイラスの配当優先株の買取りが「損失解消スキーム」の一環であるとは認識しておらず、そのような認識をすべきであったという事情も見受けられないと考えられる。

(2) 配当優先株を資本に計上したことの妥当性

次に、独立した取引であったと認識していたとしても、配当優先株を資本に計上したことは妥当であったといえるかが問題となる。

会計処理の根拠として、国際基準では、IAS第32号「金融商品—表示—」において「金融負債を資本性金融商品と区別する重大な特徴は、金融商品の一方の当事者（発行者）が、現金又はその他の金融資産を他の当事者（保有者）に提供するか、又は発行体にとって潜在的に不利な条件で金融資産または金融負債を保有者と交換するという契約上の義務が存在していることである。」と規定され、イギリス基準でも、FRS第25号「金融商品—表示—」において、IAS第32号の適用と同様、現金等の金融資産を引き渡す義務や発行体にとって不利な条件で金融資産等と交換する義務を含んでいる金融商品は金融負債と判定されると規定されている。これに対して、日本基準では、企業会計基準第10号において「金融負債とは、支払手形、買掛金、借入金及び社債等の金銭債務並びにデリバティブ取引により生じる正味の債務をいう。」、金融商品会計に関する実務指針において「支払手形、買掛金、借入金及び社債等の金銭債務は、将来一定期日に他の企業に対し現金を引き渡す契約上の義務である。デリバティブ取引により生じる正味の債務（契約を構成する権利と義務の価値の純額）は、反対取引による清算又は損益確定、差額決済等により現金を引き渡す契約上の義務である。」とされている。つまり、ジャイラスの配当優先株は、国際基準及びイギリス基準で規定された負債の特性（現金又はその他の金融資産を他の当事者に提供する契約上の義務）を有しているため、国際基準及び英国基準による場合は負債に計上されるが、日本基準で規定された負債（金銭債務並びにデリバティブ取引により生じる正味の債務）には該当しないため、日本基準による場合は資本として計上されることとなるのである。

新日本監査法人は、上記のとおり、オリンパスとの10回以上の打ち合わせおよび社内
の審査において、ジャイラスの配当優先株について、負債から資本に振り替えることの
合理性について検討を行った。そして、オリンパスがアグザムとの間で優先配当義務（す
なわち国際基準及び英国基準で規定された負債の上記特性）を消滅させることについて
同意に至ることを条件に、配当優先株について資本に振り替えるという結論に至ったも
のであり、その経緯において十分検討がなされており、理論的にも十分成り立つもので
あって、結論として妥当でないとはいえない。

(3) 配当優先株の簿価が不当に低額、買取価格が不当に高額であるとの認識の有無

オリンパス報告書には、ジャイラスの配当優先株は、発行後に価値が増大したかのよ
うな記載が見受けられる。では、新日本監査法人は、オリンパスによるジャイラスの配
当優先株の買取りがFA報酬であるとは認識していなかったとしても、その簿価と時価
（買取価格）について不当な金額であると認識していたか、あるいは認識すべきであっ
たといえるであろうか。

オリンパス報告書では、配当優先株の価値の増大の根拠として、ジャイラスの配当優
先株の簿価の計算が間違っただけで高額になっていたこと、ジャイラスの配当優先株に拒否権
条項が付されていたことを挙げている。しかし、後述するように、間違っただけの簿価によ
ってジャイラスの配当優先株の価値が約6億ドルに上がったとは言えず、オリンパス報告
書において、そのような厳密な計算が試みられている形跡もない。また、拒否権条項は、
発行会社の一方的な減資によって、配当優先株の価値が減殺されるのを配当優先株の保
有者が拒否できるというごく自然な内容のものであり、拒否権条項によって、配当優先
株の価値が大幅に増加するような性質のものではない。

オリンパスによるジャイラスの配当優先株の買取価格は、6億2000万ドルである。新
日本監査法人は、ジャイラスの配当優先株は、その発行時点から約6億ドルの価値を有
していたものと認識している。なぜなら、ジャイラスは、配当優先株発行の時点で金融
子会社となっており、オリンパスグループへ事業資産を移転した対価として受け取った
債権を保有しているのみであって、その債権の受取利息がジャイラスの収益であり利益
であること、配当優先株は、その発行契約において、「ジャイラスの税引後利益の85%を
永久に支払う」という内容になっているためである。

ジャイラスの配当優先株の発行に関わったオリンパスの森氏も、将来、オリンパスが
ジャイラスの配当優先株を買い取ることを見越して、発行時に、約6億ドルの価値が出
るように作り込んだ旨供述しており、新日本監査法人の上記説明と一致している。

また、ジャイラスの配当優先株の価値を5億5700万ドルとする証券会社の評価書も存
在している。

以上より、新日本監査法人は、オリンパスによるジャイラスの配当優先株の買取価格

が、不当に高額であるとは認識しておらず、そのような認識をすべきであったという事情も見受けられないと考える。

また、新日本監査法人があずさ監査法人の監査概要報告書に接した初期のころには、オリンパスの連結上、ジャイラスの配当優先株について、長期借入金として1億7700万ドルが計上されているが、これは簿価であり、イギリスの会計基準に従うのであれば負債で計上する以上、時価で計上すべきであるから、もっと高くなるはずであるという印象を持った。しかし一方で、簿価の1億7700万ドルの計上は、あずさ監査法人が、配当優先株を実質的に資本であると認識していると考えれば合理的に説明できる。

このように、新日本監査法人は、時価ではなく簿価が計上されていることに違和感を覚えたものの、簿価が不当に低額であるという認識ではなく、また、会計基準が統一されていない以上、そのような認識をするべきであったという事情もなかったといえる。

(4) 配当優先株が約6億ドルの価値を有するものとして発行されたことについての問題性の認識の有無

新日本監査法人として、2008年9月の発行時に約6億ドルの価値があるとして発行されたことについて、その問題性を認識していたか、あるいは認識すべきであったといえるであろうか。

新日本監査法人は、ジャイラスの配当優先株が発行されたことに対する会計監査人としての評価は、2009年3月期のあずさ監査法人による会計監査により終了しているものと認識していた。

また、新日本監査法人は、上記(3)で述べたように、配当優先株が約6億ドルの価値を有するものと認識していたのに加え、ジャイラスの配当優先株の発行に関しては、松本委員会が設置され、松本報告書において特段の問題性が指摘されなかった。松本報告書を受けたオリンパスの監査役会報告書も、取締役の善管注意義務違反および手続的瑕疵は認めなれないと結論付けた。これらを受けたあずさ監査法人は、2009年3月期に無限定適正意見を付した第141期監査報告書を提出している。

このような2009年3月期における監査経過の記録があることに加え、あずさ監査法人が無限定適正意見を表明したという重要な事実があったため、それを目にしてきた新日本監査法人が、前期の処理について深入りしなかったことは全く不自然ではなく、前年度の監査報告書を前提として2010年3月期の会計監査を行ったとしても、そのことが不合理だとは言えない。

以上より、新日本監査法人は、ジャイラスの配当優先株が約6億ドルの価値を有するものとして発行されたことについて、その問題性を認識しておらず、そのような認識をすべきであったという事情も見受けられないと考える。

(5) 新日本監査法人が、オリンパスが買い取ったジャイラスの配当優先株の「のれん」計上を認めたことに関して善管注意義務違反があったか

新日本監査法人は、ジャイラスの配当優先株の買取価格と簿価の差額を「のれん」として計上することの合理性について検討を行ったが、「のれん」計上を認めたことに善管注意義務違反があったといえるであろうか。

上述したように、新日本監査法人は、ジャイラスの配当優先株の買取りは独立した資本取引であると認識していた。そこで、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」の第31項では、「被取得企業又は取得した事業の取得原価が受け入れた資産および引き受けた負債に配分された純額を上回る場合、その超過額を「のれん」として会計処理する」ものとしていることから、配当優先株の買取価格と簿価の差額を「のれん」計上することの妥当性を検討したのである。

その手続や過程は、既に述べているが、まず、受嘱直後である2009年6月に行われた期首残高の検証の際に、新日本監査法人は、オリンパスに対してジャイラス買収の経緯や関連する会計処理を確認したうえで、その経緯と状況から、1400億円の「のれん」を20年で償却するという見解を引継ぐ方針を決めている。そしてその後、配当優先株の買取りが現実味を帯びてきた際には、オリンパスと、「のれん」への計上について、多数回に渡って打ち合わせの場を設けて検討を行っている。

また、「のれん」に計上することと、その償却期間を20年とすることの合理性についても監査意見審査において検討し、国内三社の減損処理の轍を踏まないよう、企業価値の重要性を鑑みて、オリンパスに対して、減損テストを実施してジャイラスの事業価値を確認するよう指示を出している。

そして減損テストの結果、配当優先株の買取価格と簿価の差額は、外科事業の価値と簿価との差額には及ばないことから、「のれん」に計上した場合であっても減損リスクはなく、「のれん」の価値は認められる、とのオリンパスの説明を妥当であると認め、最終的に新日本監査法人は、「のれん」の計上を認めることとした。

なお、このジャイラスの企業価値については、前記のように、当委員会の調査においても調査対象としたものであり、その結果、同社には十分な企業価値があり、オリンパスにとっても合併のシナジー効果が生じたものと認められるところであり、上記のオリンパスの減損テストの結果の適正さは確認されている。

以上のように、新日本監査法人は、配当優先株の買取価格と簿価の差額を「のれん」として計上することの合理性については、論点ごとに議論や審査の機会をもって十分に検討した上で、2010年3月期の決算を監査したものと考えられ、監査に特に問題は見受けられず、この点に関して新日本監査法人に善管注意義務違反はなかったものとする。

第5章 会計不正への対策としての監査品質向上に関する提言

第4章で述べたように、当委員会の調査結果に基づき、オリンパスの監査役等責任調査委員会等の調査結果をも踏まえて、検討した結果によれば、オリンパス問題に関して、新日本監査法人が法的責任を問われる余地はないと考えられる。

しかし、膨大な額の金融商品取引の損失が長年にわたって隠蔽されるという重大な公正開示義務違反が行われ、日本の企業会計の信頼性に対する国際的信用にまで大きな影響を与えたオリンパス問題について、会計監査がそれを抑止する機能を果たし得なかったことは、第2章、第1でも述べた通りである。証券市場の公正を実現する上で重要な役割を担う会計監査人の立場にあった新日本監査法人としても、オリンパス問題に関して会計不正を発見・防止できなかった教訓を踏まえて、今後、オリンパス問題のような重大な公正開示義務違反を防止するために最大限の努力を払うべきであることは言うまでもない。

そこで、当委員会としては、オリンパス問題の教訓を踏まえて、今後の公正開示義務違反の発生防止・早期発見のために新日本監査法人としていかなる取組みを行うべきかを検討した。

また、オリンパス問題の発生過程を振り返ってみると、制度のあり方によって問題のいくつかが防止できた可能性がある。大手監査法人の一角である新日本監査法人には、会計・監査制度にかかる見直しに対して積極的に働きかけ、公正開示義務違反の防止のための制度づくりを提案することが期待される。そこで、オリンパス問題を教訓とする会計・監査制度の見直しについても検討を行った。

第1 会計監査の実務面に関する取組み

新日本監査法人は、2009年6月に、前任のあずさ監査法人からオリンパスの会計監査人を受嘱した後、2011年11月に、オリンパス側が自ら過去の損失隠蔽の事実を公表するまでの間、問題を発見することができなかった。その点に関して法的責任が認められないことは既に述べたところであるが、この会計監査人の交代によって、結果的に、前任のあずさ監査法人の問題意識が新日本監査法人に引き継がれず、オリンパスの会計処理に関する問題意識がかなりの程度リセットされてしまったことが、オリンパスの損失分離スキームの発覚を妨げ、損失解消スキームの実行を容易にしまった面があることは否定し難い。

新日本監査法人によるオリンパス監査を教訓として、今後の会計不正への対策としての監査の品質向上に向けた、今後の監査実務の改善に関して検討すべき点は、下記の6点に整理できる。

1 リスク要因の把握と活用

オリンパスからの会計監査人の受嘱打診は、新会計年度に入った後の5月に持ち込まれたこと、前任監査人のあずさ監査法人からの交代理由に関して会社側との信頼関係が失われたとの説明を受けたことなど、通常の監査人交代のケースとは異なった事情があったことを、会計不正に関するリスク要因の一つとして受け止め、会計監査契約の受嘱の是非の判断をより慎重に下すことに結び付けることができなかつたのが第一の点である。これらの事情は、ただちに会計監査契約の受嘱を拒絶すべき要因とは言えないが、それらを、リスク要因としてとらえることは可能だったはずである。そのような観点で踏まえて受嘱を行うことで、会計不正に関わる問題認識のレベルが異なっていた可能性がある。

このような会計監査契約の受嘱の段階でのリスク認識を、その後の監査実務に活用する仕組みを検討する必要がある。

2 会計不正に関する情報の収集と活用

オリンパス問題に関しては、会計不正の疑いに関して、マスコミ報道、ウッドフォード社長（当時）による調査、通報等の動きがあり、新日本監査法人も調査を行った。今後の取組みとして、このような会計不正に関する情報をこれまで以上に幅広く収集し、それを監査法人内部で事前に活用できるよう体制整備を行う必要がある。

そのためには、監査法人内のリスク管理部門と品質管理部門との連携をより強化する仕組みを検討することが必要となる。

3 引継ぎに関する監査法人間の連携・協力

あずさ監査法人から新日本監査法人への引継ぎの手続は、ルールに準拠して行われており法的には問題ない。しかし、新日本監査法人がオリンパスから聞かされていた情報に関してのあずさ監査法人側の問題意識が、新日本監査法人側に必ずしも十分に引き継がれたとは言えないことも事実であり、それが、オリンパス報告書で「極めて形式的かつ簡略なものに留まっており」と指摘されることにもつながったと言えよう。

この引継ぎにおいて、委員会報告書第33号第13項に列挙されている質問項目に基づく質問が行われ、ルール上格別の問題がないことは既に述べた通りである。また、会計監査人の判断の独立性の観点から考えた時、前任の会計監査人の心証・判断がすべて後任の会計監査人に受け継がれることが望ましいとは必ずしも言えない。

しかし、今後、監査法人が、本件のような会計不正を発見・防止する役割を担うためには、会計監査人の引継ぎの手続においても、それぞれの立場における法的義務やルー

ルの範囲内で引継ぎの手続を行うだけではなく、受嘱の段階で把握したリスクの程度に応じて、クライアントの了解を受けた上で、業務引継ぎの当事者である監査法人が実質的に問題意識や情報を引き継ぐように相互に連携・協力して、会計不正リスクの把握に努める姿勢が必要である。

日本の大手監査法人の一角である新日本監査法人は、会計監査人として、クライアントと投資家、そして証券市場の公正さに対する責任を強く自覚し、そのような監査法人間の連携・協力の在り方を業界内で積極的に提案していくことを検討するべきである。

4 クライアントの会社機関との問題意識の共有、情報交換等の連携・協力

オリンパスにおける不正な会計処理は、同社の社内では、極めて限られた人間だけによって実行され、他の役員、社員には秘匿されていた。このように会計不正がクライアントの会社の経営トップ自身に関わって行われ、社内でも秘匿されている場合に、会計監査人だけでこれを発見することは極めて困難である。経営トップに関わった会計不正を防止・発見し、適切な会計処理、公正な開示を行うためには、事業内容や社内事情に精通した社内役員、経営を監視する立場にある監査役等と社外役員、会計の専門家の立場から会計処理の妥当性、真実性を判断する会計監査人がそれぞれの問題意識を共有し、相互に適切な情報交換を行うことを通して、会社内のガバナンスシステムと会計監査人のそれぞれが十分な機能を果たすことが必要である。

新日本監査法人としては、オリンパス問題の教訓を踏まえ、このような会社の諸機関との問題意識の共有、情報交換等の連携が積極的に行われるようにするための方策を検討するべきである。

5 不正調査体制の強化と実施についての判断基準の明確化

会計監査は、基本的にはクライアント会社、とりわけ経営者との信頼関係をベースにして実行されている。委員会設置会社中心のアメリカの株式会社のように外部者中心の取締役会や監査委員会から監査業務を受嘱するのは異なり、株式会社の多くが監査役設置会社の日本では、内部者中心の取締役会、あるいは経営トップによって会計監査人が選任されることから、経営トップ層が会計不正に関わっている場合には、会計監査人が不正を発見することが困難になる傾向が生じることは致し方ない面もある。それだけに、日本においては、前述した会計監査に関する「期待ギャップ」（第2章 第2の3）が欧米諸国以上に大きいと考えられる。

しかし、今回、オリンパスのような国際的に事業展開を行う日本企業において経営トップに関わった大規模な会計不正が発覚し、日本企業の国際的信用を貶める事態にまで至ったのであるから、監査法人としても、その教訓を踏まえ、経営者との信頼関係を維

持しつつも、様々なリスク要因、情報等により、経営者が関わる会計不正の疑念が生じた場合、その程度如何では、会計不正発見を目的とする特別の不正調査を実行することを躊躇すべきではない。

問題は、どのような基準にしたがって、このようなクライアント側との信頼関係をベースとする通常の監査とは異なる特別の不正調査の実施を判断するのか、その判断を監査法人内部でどのような体制で行うのかである。このような不正調査を付加的に会計監査で実施することは極めて異例のケースであり、それだけに、その実施の判断においても、その実行においても、監査法人の組織を挙げて取り組む必要がある。それゆえ、実施の判断基準と体制をあらかじめ明確にし、その上で、クライアント側の了解・納得を得た上で、協力を得て実施することを検討すべきである。

6 監査法人内における研修・教育の充実

上記 1 から 5 までの取組みを行うためには、リスクを横断的、総合的に認識すること、健全な職業的懐疑心を持つことなどについて、監査法人内の社員・職員の意識改革を図ることが必要である。リスク重視の考え方は、会計不正発見に対する期待が大きく高まったことによる証券市場の公正の確保にかかる監査法人の「不正発見機能」としての役割が大きく変化したことによるものである。

従来の研修・教育に加えて、新日本監査法人のトップ以下すべての社員・職員に対する意識の一層の向上のための教育プログラムを実施することを検討すべきである。

第 2 制度の見直しに対する働きかけ

1 金融商品の会計基準の改訂

オリンパス問題の主要な要素となったジャイラスの配当優先株は、日本基準（企業会計基準第 10 号）では資本（負債でないもの）とされるが、英国基準（IFRS 第 25 号）および国際基準（IFRS 第 32 号）では負債（資本でないもの）とされる。当該配当優先株が日本基準においても負債とされたならば、当該配当優先株は時価評価され、その結果、オリンパスの財務諸表には多額の負債評価損が計上され、結果として「損失解消スキーム」が財務諸表において露見する可能性があった。換言すれば、日本基準が英国基準や国際基準と同等のものに改訂されていたならば、オリンパスの旧経営陣が画策した「損失解消スキーム」は制度的に成立せず、オリンパス問題はより早い段階で表面化していた可能性がある。

したがって、金融商品に関する日本基準の改訂が、今後の有力な再発防止策の 1 つとなるであろう。

2 企業結合に関する会計基準の改訂

オリンパス問題では、FA報酬として交付された株式オプションが配当優先株と置き換えられ、さらに当該配当優先株の買取支出が「のれん」として会計処理されたため、「損失解消スキーム」の成立を許す結果となった。日本基準（企業会計基準第21号）では、企業結合に直接要したFA報酬等は「のれん」の取得原価を構成するものとされ、これを「のれん」として計上することを容認しているが、国際基準（IFRS第3号）では、企業結合に関わる買取関連費用は、サービスの提供された期間の費用として処理するものとされている。

日本基準が国際基準と同等のものに改訂されていたならば、多額のFA報酬が当該期間の費用として処理され、結果として「損失解消スキーム」が財務諸表において露見する可能性があった。したがって、上記1と同様の理由により、企業結合に関する日本基準の改訂が、今後の有力な再発防止策の1つとなるであろう。

3 監査基準委員会報告書900（前第33号）の改訂

監査基準委員会報告書第33号「監査人の交代」は、2011年12月22日に、監査基準委員会報告書900「監査人の交代」に改訂されたばかりであるが（適用は2012年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から）、その第16項が参照するA7では、監査業務の引継ぎを行う際の閲覧に供する監査調書から財務諸表全体に対する最終的な意見形成の判断過程に関する監査調書を除外することを容認している。

しかしながら、この除外対象となるべき監査調書の解釈には実務上様々な判断がなされている。監査法人特有の監査手法等に直接的に関連するものであれば、閲覧対象の監査調書から除外することは必ずしも不合理なこととは言えないが、引継ぎの実効性を高めるため、閲覧対象の監査調書からの除外が容認される監査調書の範囲について明確にするよう、規定をさらに改訂することを働きかけることが必要である。

おわりに

オリンパス問題の本質は、金融商品取引によって生じた巨額の損失を隠蔽して投資家を欺くことで、証券市場に株式を公開する上場企業にとって不可欠かつ最も基本的な責務と言える公正開示義務に違反したところにある。

見過ごしてはならないのは、このような公正開示義務の重要性が、戦後の日本経済の歴史の中で常に認識されてきたわけでないということである。企業金融が金融機関を通じての間接金融中心であった時代には、その重要性の認識は希薄であった。証券市場を通じて

の直接金融が企業金融の重要な手段となり、金融市場の国際化に伴って、企業行動や会計基準の国際標準化が強く求められるようになる中で、証券市場の公正を確保するための公正開示義務の重要性がにわかに高まったのである。

今回のオリンパス問題の背景には、バブル経済以降の日本の経済社会、企業社会をめぐる急激な環境変化が存在しているものであり、それに適応できなかつたところに、オリンパス問題の本質があると言わざるを得ない。

かかる意味において、医療機器の技術力が国際的にも高く評価されてきた日本の先端企業オリンパスにおいて重大な公正開示義務違反の問題が発生したことは、決して特異な事例と見るべきではない。このような急激な環境変化への不適応による会計不正の発生リスクは、他の日本企業においても少なからず存在すると言わざるを得ない。

当委員会が検証の対象とした監査法人による会計監査の問題に関しても、その背景には急激な環境変化の問題がある。監査クライアントの公開会社による今回のオリンパス問題のような重大な会計不正の発生のリスクの高まりに対応して、不正発見の役割を果たすことを、社会から強く期待され、要請されるようになった。そのような近年の監査法人をめぐる急激な環境変化に十分に適応できていないのが日本の監査法人の現実なのである。

監査法人は、かつては、企業会計の健全化を通して企業倒産等による損害から債権者や株主を保護することが主たる役割であったのが、バブル経済崩壊後、証券市場の公正の確保の社会的重要性が高まるに伴って、証券市場等に対する保証機能を果たすことが重視され、更には、不正発見機能を高めるべくリスク・アプローチへの対応まで求められるようになるという、まさに急激な環境変化にさらされてきた。

今回、オリンパスの会計監査に関して新日本監査法人が不正発見を求める社会の期待に応えることができなかつたことで、社会から批判の目で見られているのも、まさに、そのような環境変化への適応の遅れが現実化したものである。

もとより、会計不正の防止・発見は、監査法人のみで行い得るものではなく、関係機関がそれぞれ役割を果たすこと、相互に連携・協力することが不可欠である。また、監査法人の不適正意見のみならず、意見不表明までもが上場廃止につながりやすい現行制度が、かえって、監査法人を会計不正の疑いを指摘することに慎重にらせている面もあり、制度の改善を検討する必要もあろう。

しかし、一方で、新日本監査法人は、国際的にも注目を集めた重大な会計不正の事案であるオリンパス問題が表面化した時点で、会計監査人の立場にあったことを重く受け止めなければならない。その教訓を活用して今後の会計不正の防止・発見のために最善を尽くす責務があることは言うまでもない。

今回の当委員会による検証の結論は、新日本監査法人にはオリンパス問題に関して法的責任は認められず、また、監査法人として社会的責任が問われるものではないというものであるが他方で、当委員会が本報告書で行った「会計不正への対策としての監査品質向上に関する提言」は、従来の監査法人における公認会計士の認識、クライアント企業との関

係を、不正の防止・発見という要請に対応できるように改めることを求めるものであり、監査法人内の枠組みの抜本的改革及び組織全体の大幅な意識改革を必要とするという点において、個別案件に関する責任追及という一過性の対応で終わらせること以上に、監査法人に対して厳しい課題を与えるものである。

新日本監査法人には、多くの困難を克服して、本報告書の提言を確実に実行することを強く求めたい。それは、社会の急激な変化の最中にある現在の経済社会及びステークホルダーが、本件を契機に、大手監査法人の一角であり、オリンパスの監査人でもある新日本監査法人に対して達成を求めている責務であろう。